

資料 5

県からの連絡事項

流域治水プロジェクトについて

同時発表：各地方整備局、北海道開発局

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和3年3月30日
水管理・国土保全局治水課

**全国109の一級水系全てにおいて
『流域治水プロジェクト』を策定・公表します
～『流域治水』の現場レベルでの取組を本格的にスタート！～**

「流域治水」に関する地域での取組を推進するため、河川整備に加え、流域のあらゆる関係者が協働して行う対策も含めた治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として各水系でとりまとめ、今般、全国一斉に公表します。

<概要>

流域治水プロジェクトは、近年の気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、河川整備、雨水貯留浸透施設、土地利用規制、利水ダムの事前放流など、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像をとりまとめた初めての取り組みです。

総勢2,000を超える機関が参画する流域治水協議会を全国全ての一級水系で立ち上げて、関係機関が協働して流域治水プロジェクトの作成を目指して参りました。

本日、全国109の全一級水系、12の二級水系において、流域治水プロジェクトを一斉に公表します。

今後、関係省庁とも連携して、国土交通省の総力をあげて、本プロジェクトを実行し、「防災・減災が主流となる社会づくり」を全力で推進してまいります。

各水系で公表したプロジェクトは、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。

【国土交通省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html

【問い合わせ】

国土交通省水管理・国土保全局 治水課

企画専門官 山田 拓也（内線：35-542）

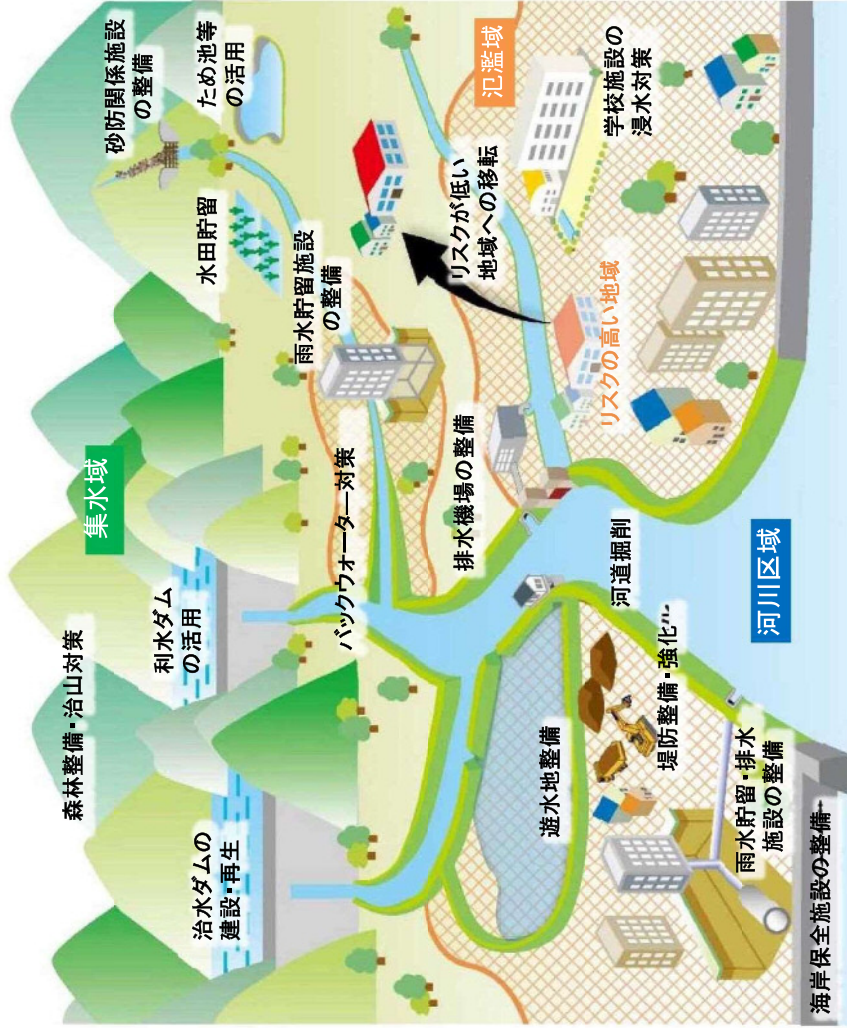
企画調整係長 高木 拓真（内線：35-543）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8452、FAX 03-5253-1604

「流域治水プロジェクト」について

○令和3年3月30日に、東北地整管内全ての一級水系(12水系)、二級水系のうち小本川(岩手県)において、「流域治水プロジェクト」を公表。引き続き、他の二級水系においても策定・公表を進めていく予定。

○今後、各種対策を具体化していくことが必要であり、河川のみならず、下水道、都市(公園を含む)、住宅、道路、海岸保全施設(港湾を含む)等と連携し、取り組んでいくことが必要。



流域のあらゆる関係者が協働して行う対策

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川堤防や遊水地等の整備
- ・雨水貯留浸透・排水施設の整備
- ・砂防関係施設の整備
- ・海岸保全施設の整備
- ・治水ダムの建設・再生
- ・利水ダム等の事前放流
- ・利水ダムの事前放流等の判断に資する雨量予測の高度化
- ・水田の貯留機能の向上
- ・森林整備、治山対策
- ・民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備
- ・未活用の国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設等の整備など

■ 被害対象を減少させるための対策

- ・高台まちづくりの推進(線的・面的につなごうとした高台・建物群の創出)
- ・リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導 など

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップやマイタイムライン等の策定
- ・要配慮者利用施設(医療機関、社会福祉施設等)の浸水対策
- ・渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- ・地下駅等の浸水対策、鉄道橋梁の流出等防止対策
- ・学校及びスポーツ施設の浸水対策による避難所機能の維持 など

あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

あらゆる関係者が協働して、「流域治水プロジェクト」を策定し、実行

記者発表資料（案）



あらゆる関係者により水害対策を推進するため、馬淵川水系において「流域治水プロジェクト」を策定しました。

～豊かな自然を抱えるふるさとを水害から守る青森と岩手が一体となった治水対策の推進～

- 令和元年東日本台風での阿武隈川（福島県）・吉田川（宮城県）、令和2年7月豪雨での最上川（山形県）での災害をはじめ、全国各地で豪雨災害が激甚化・頻発化しており、流域を俯瞰し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村等）が協働して取り組む治水対策「流域治水」を推進していくことが必要です。
- このため、馬淵川水系において流域治水協議会を昨年9月に立ち上げ、関係機関が協働して流域治水プロジェクトを作成して参りました。
- 「馬淵川水系流域治水プロジェクト」では、馬淵川流域に位置する青森と岩手両県の国、県、市町村等が連携し、河道掘削、堤防整備等を着実に実施していく他、安全・安心なまちづくりや内水被害軽減などの対策を組み合わせた流域治水を進めて参ります。
- また、合わせて、流域治水に流域に関わる関係者で総力をあげて取り組んでいく姿勢、「馬淵川流域治水宣言」を表明いたします。

※詳細については、別紙1（馬淵川水系流域治水プロジェクト）

※ロードマップの「短期は概ね5年、中期は概ね6～10年、中長期は概ね10年以降」、別紙2（馬淵川流域治水宣言）、参考（流域治水プロジェクト）又は以下URLよりをご覧ください。

<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/ryuikichisui.html>

<発表記者会>：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社、岩手県政記者クラブ

問合せ先

【事務局】

| | |
|-------------------|--------------------|
| 東北地方整備局 青森河川国道事務所 | |
| 青森市中央三丁目20番38号 | 電話017-734-4521（代表） |
| 副所長（河川） | 櫻井 隆広（内線204） |
| 調査第一課長 | 花田 一二（内線351） |
| 青森県 県土整備部 河川砂防課 | |
| 青森市長島一丁目1番1号 | 電話017-734-9662 |
| 企画・防災グループ総括主幹 | 本間 康弘（内線6730） |
| 岩手県 県土整備部 河川課 | |
| 盛岡市内丸10番1号 | 電話019-629-5901 |
| 河川海岸担当課長 | 吉田 健一（内線5901） |

馬淵川水系流域治水プロジェクト【位置図】

別紙1

～豊かな自然を抱えるふるさとを水害から守る青森と岩手が一体となった治水対策の推進～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、馬淵川水系においては、上流部が山間地である地形特性を考慮した河川整備に併せて、観光資源や地域産業（農林業等）を支える安全・安心なまちづくりや内水被害軽減対策を組み合わせた流域治水の取り組みを実施することにより、国管理区間においては、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和22年8月洪水（前線及び低気圧）と同規模の洪水を安全に流下させ、気候変動も踏まえて流域における浸水被害の軽減を図る。

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

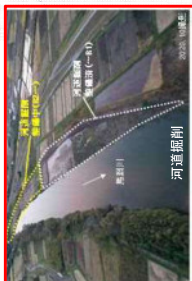
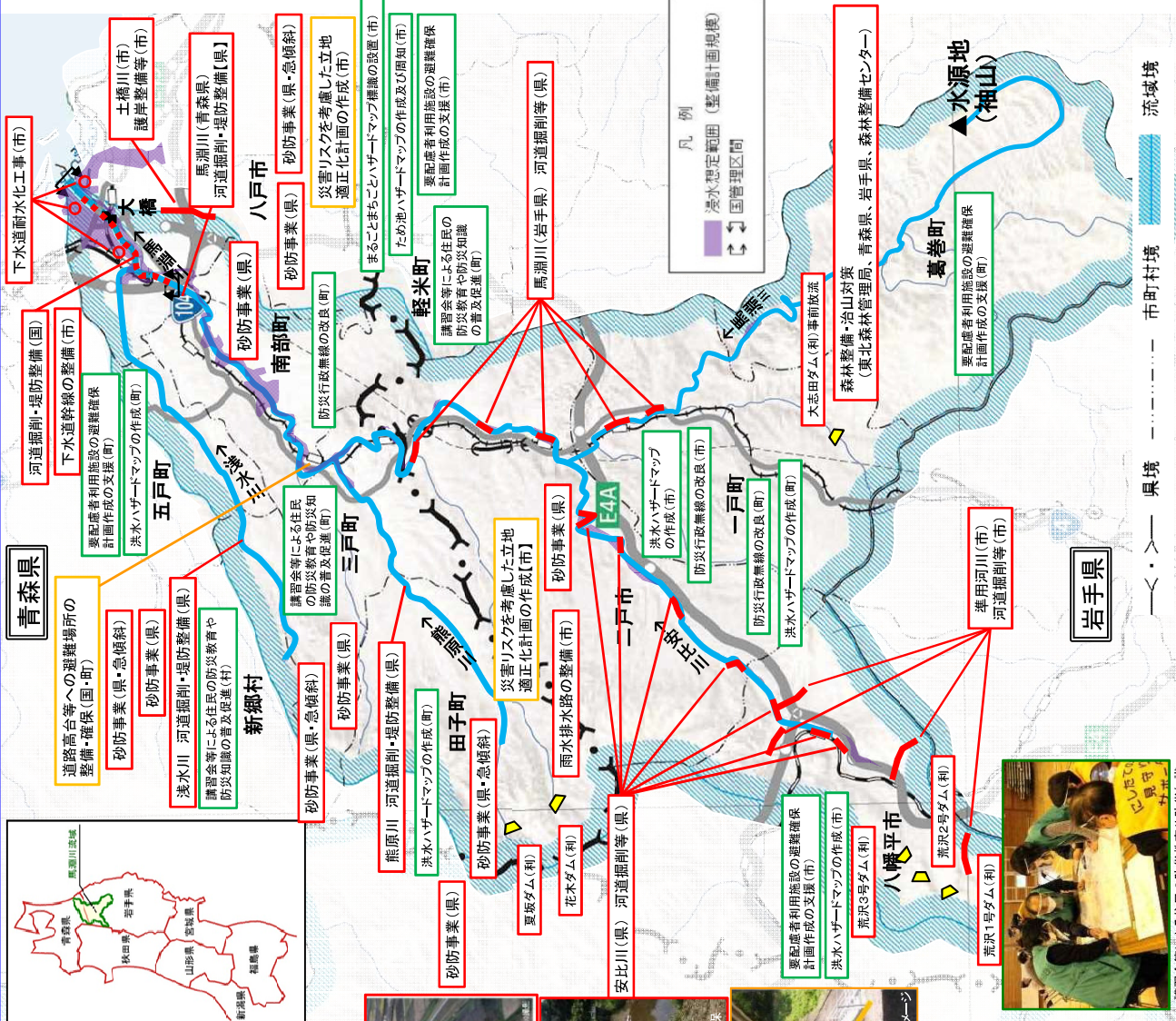
- 河川区域での対策
 - ・河道掘削、堤防整備 等
 - ・既存ダムにおける事前放流等の実施、体制構築
- 集水域での対策
 - ・雨水排水網の整備
 - ・砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設の整備
 - ・水田貯留
 - ・森林整備・治山対策 等

■被害対象を減少させるための対策

- 氾濫域での対策
 - ・災害リスクを考慮した立地適正化計画の作成
 - ・道路高台等への避難場所の整備・確保 等

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 氾濫域での対策
 - ・水害リスク空白域の解消
 - ・まるとまごちハザードマップの作成及び周知
 - ・ため池ハザードマップの作成及び周知
 - ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の支援
 - ・講習会等による住民の防災教育や防災知識の普及促進
 - ・防災行政無線の改良
 - ・洪水ハザードマップの作成 等



※対策事業の代表箇所を旗揚げしている。

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

馬淵川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～豊かな自然を抱えるふるさとを水害から守る青森と岩手が一体となった治水対策の推進～

●馬淵川では、上下流、本支川の流域全体を俯瞰し、国、県、市町村が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進。

【短期】戦後最大洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水を防止するため、水位低下を目的とした河道掘削や堤防整備を実施するとともに、住民の避難行動を促す河川情報の充実を図る。

【中期～】馬淵川上・中流域において浸水被害を防止するための河道掘削や堤防整備を継続して実施するとともに、気候変動を踏まえた更なる対策を推進して流域全体の安全度向上を図る。また、下水道の排水施設整備による内水被害軽減、土砂災害を未然に防止する砂防堰堤等の整備や安全なまちづくりのための土地利用規制・誘導の推進を図るとともに、講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進、要配慮者利用施設の避難確保計画作成等により、改めて地域住民の防災意識の啓発を図るとともに、より確実な避難体制の構築を図る。

【ロードマップ】 ※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。 ※ ■■■■■ : 対策実施に向けた調整・検討期間を示す。

| 区分 | 対策内容 | 実施主体 | 工程 | |
|---|------------------------------|-------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| | | | 短期 | 中長期 |
| 被害をできるだけ防ぎ、漏らすための対策 被害対象を減少させるための対策 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | 河道掘削・堤防整備等（八戸市街地の家屋浸水を防止） | 青森河川国道事務所 | ■ 国管理区画 | ■ 現行河川整備計画事業完了（青森河川国道事務所） |
| | 気候変動を踏まえた更なる対策を推進 | 青森河川国道事務所 | ■ 国管理区画 | ▲ 気候変動を踏まえた更なる対策を推進 |
| | 河道掘削・堤防整備等（馬淵川中・上流域の家屋浸水を防止） | 青森県・岩手県 | ■ 国管理区画 | ■ 馬淵川中流・龍淵川・釜淵川、馬淵川上流・安比川 |
| | 河道掘削・堤防整備等（沿川の家屋浸水を防止） | 八戸市・二戸市・八幡平市 | ■ 国管理区画 | ■ 津軽河川 |
| | 雨水排水路の整備、施設の耐水化 | 八戸市・二戸市 等 | ■ 国管理区画 | ■ 雨水排水路の整備（八戸市） |
| | 砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設の整備 | 青森県・岩手県 | ■ 国管理区画 | ■ 砂防堰堤等の整備（青森県、岩手県） |
| | 既存ダムにおける事前放流等の実施、体制構築 | 国・県 | ■ 国管理区画 | ■ 砂防堰堤等の整備 |
| | 水田貯留（支援含む） | 東北農政局・県・流域市町村 | ■ 国管理区画 | ■ ※実施に向けて検討する取組 |
| | 森林整備・治山対策 | 東北森林管理局・青森県岩手県・森林整備センター | ■ 国管理区画 | ■ ※実施に向けて検討する取組 |
| | 災害リスクを考慮した立地適正化計画の作成 | 八戸市・二戸市 | ■ 国管理区画 | ■ 立地適正化計画の推進（八戸市） |
| 道路高台等への避難場所の整備・確保 | 青森河川国道事務所・南部町 | ■ 国管理区画 | ■ 緊急避難路等の整備（青森河川国道事務所、南部町） | |
| 排水ポンプ車による内水排除作業の実施 | 八戸市 | ■ 国管理区画 | ■ 排水ポンプ車配備（八戸市） | |
| メディア連携による防災情報の提供 | 二戸市 | ■ 国管理区画 | ■ 防災ラジオやスマホ（SNS）を活用した防災情報の提供（二戸市） | |
| 避難場所や経路に関する情報の周知 | 青森県・岩手県・流域市町村 | ■ 国管理区画 | ■ ため池ハザードマップの作成・周知（八戸市） | |
| 住民の防災意識向上のための取り組み | 青森県・岩手県・青森地方気象台・流域市町村 | ■ 国管理区画 | ■ マイタイムラインの普及促進 | |
| 効率的な水防活動の実施及び水防体制の強化 | 青森県・岩手県・流域市町村 | ■ 国管理区画 | ■ 夜間作業の高台移転（南部町） | |
| 防災行政無線の改良 | 流域市町村 | ■ 国管理区画 | ■ 防災行政無線のデジタル化更新 | |

【事業費（R2年度以降の残事業費）】

- 河川対策
 全体事業費 約110億円 ※1
 対策内容 河道掘削、堤防整備 等
- 下水道対策
 全体事業費 約10億円 ※2
 対策内容 雨水排水路の整備 等

※1：道庁及び各関係機関の河川整備計画の事業費を計議
 ※2：各関係機関における下水道事業計画の事業費を計議

令和3年3月30日
県土整備部
岩泉土木センター
岩 泉 町

県政記者クラブ各位

「小本川水系流域治水プロジェクト」の公表について
～流域が一体となって「命を守る」山間部の流域治水を実践～

平成28年台風第10号により甚大な被害を受けた岩泉町の小本川流域においては、県、岩泉町及び住民などあらゆる関係者の協働による治水対策に先進的に取り組んでおり、今般、「小本川水系流域治水プロジェクト」として取りまとめ、本日、公表しますのでお知らせします。

1 概要

- ・ 今般の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域全体のあらゆる関係者の協働により、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進する必要があります。
- ・ 平成28年台風第10号により甚大な被害を受けた岩泉町の小本川流域においては、県、岩泉町及び住民などあらゆる関係者の協働による対策に先進的に取り組んでおり、令和3年2月5日には「小本川水系流域協議会」を設立し「小本川水系流域治水プロジェクト」として取りまとめました。
- ・ この「小本川水系流域治水プロジェクト」について、本日、下記のとおり県のホームページで公表しますのでお知らせします（別添資料参照。なお、別添資料は「小本川水系流域治水プロジェクト」のうち1～2枚目を抜粋したもの）。
- ・ 今後、本プロジェクトに基づき、流域が一体となって「命を守る」山間部の流域治水を実践するため、より一層の防災意識向上や連携強化を図りつつハード・ソフト一体となった対策を推進します。

ホームページ閲覧方法：<トップページ> → <県土づくり> → <河川・砂防・土砂災害> → <河川> → <流域治水プロジェクト> → <小本川水系流域治水プロジェクト>

2 岩手県の二級水系における取組及び今後の予定

- ・ 県管理の二級河川においては、モデル河川を5河川（久慈川、小本川、閉伊川、甲子川、気仙川）選定し、流域治水協議会を設立することとしました。
- ・ 小本川水系においては上記1のとおりですが、他の4河川においては、令和3年度に流域治水プロジェクトの取組に着手し、流域治水協議会を設立する予定です。

担当：県土整備部河川課 河川海岸担当課長 吉田健一（内線5901）
岩泉土木センター 河川復旧課長 吉田直矢（0194-22-2890 内220）
岩泉町 危機管理監 佐々木重光（0194-22-2111 内320）

二級水系

流域治水プロジェクト

小本川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～流域が一体となって「命を守る」山間部の流域治水を実践～

岩手県

○ 山間部特有の洪水時の急激な水位上昇、大量の土砂、流木等により甚大な被害が生じた小本川において、本川における河道掘削や堤防、流木捕捉工等の整備により、平成28年8月台風第10号と同規模の洪水を安全に流すとともに、流域における砂防施設、治山施設、道路高上げの整備や避難のためのソフト対策に取り組む、浸水被害の軽減を図る。



■ 氾濫をできるだけ防ぐための対策
 ・河川改修(約50億円)(県)
 対策内容)河道掘削、堤防(輪中堤含む)・樋門整備、流木捕捉工等
 ・砂防堰堤整備(県)
 ・治山施設等整備(県ほか)

■ 被害対象を減少させるための対策
 ・宅地高上げ(県)
 ・災害危険区域の設定【岩泉町】等

■ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策
 ・要配慮者利用施設の避難確保計画【岩泉町・要配慮者利用施設等】
 >> 策定率100% 避難訓練実施率100%
 >> 民間企業及び自治会による要配慮者支援(災害協定締結)
 >> 防災士育成講座開催 防災士となる町民200名超【岩泉町】
 ・洪水・土砂災害ハザードマップの作成【岩泉町・県】
 ・地元連携、防災意識の共有(竣工式の開催等)【岩泉町・県】
 ・道路高上げによる災害時の通行確保【県】
 ・水位周知(河川指定・運用)【岩泉町・県】
 ・ホットライン、タイムライン運用【岩泉町・県】
 ・河川情報の充実(危機管理型水位計等設置・活用等)【岩泉町・県】等

1

○小本川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、町、住民や民間企業等が一体となって、「流域治水」を推進する。

【短期】河道掘削や築堤、流木捕捉工整備等の河川改修や、砂防堰堤、治山施設、道路の嵩上げの整備を集中的に実施。また、災害危険区域の指定による土地利用規制の実施。

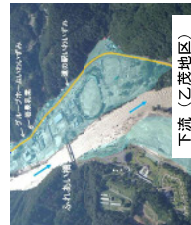
ソフト対策では、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定や避難訓練を促進するほか、要配慮者利用施設等と災害協定を締結し要配慮者の避難支援体制の強化を図る。また、洪水・土砂災害ハザードマップの作成・周知や水位周知河川の指定・運用に加え、ホットライン、タイムラインの活用による防災体制の強化を図る。

【中長期】河川改修後の河道状況を把握し堆積土砂除去を行うなど、各施設において適切な維持管理を実施。ソフト対策では毎年フォローアップを実施し、防災体制の改善・強化に繋げていく。

【凡例】



| 区分 | 対策内容 | 実施主体 | 工程 | |
|---------------------|----------------------------------|-------------|----|-----|
| | | | 短期 | 中長期 |
| 氾濫をできるだけ防ぐための対策 | 河川改修（河道掘削、堤防（輪中堤含む）・樋門整備、流木捕捉工等） | 岩手県 | 破線 | 破線 |
| | 砂防堰堤整備 | 岩手県 | 破線 | 破線 |
| | 治山施設等整備 | 岩手県ほか | 破線 | 破線 |
| 被害対象を減少させるための対策 | 宅地嵩上げ | 岩手県 | 破線 | 実線 |
| | 災害危険区域の指定 | 岩泉町 | 破線 | 実線 |
| 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策 | 要配慮者利用施設の避難確保計画策定、避難訓練の実施 | 岩泉町・要配慮者施設等 | 実線 | 実線 |
| | 防災士育成講座 | 岩泉町 | 実線 | 実線 |
| | 道路嵩上げによる災害時の通行確保 | 岩手県 | 実線 | 実線 |
| | 洪水・土砂災害ハザードマップ | 岩手県 | 実線 | 実線 |
| | 水位周知河川、ホットライン等 | 岩手県・岩泉町 | 実線 | 実線 |
| 地元連携、防災意識の共有 | | | 実線 | 実線 |



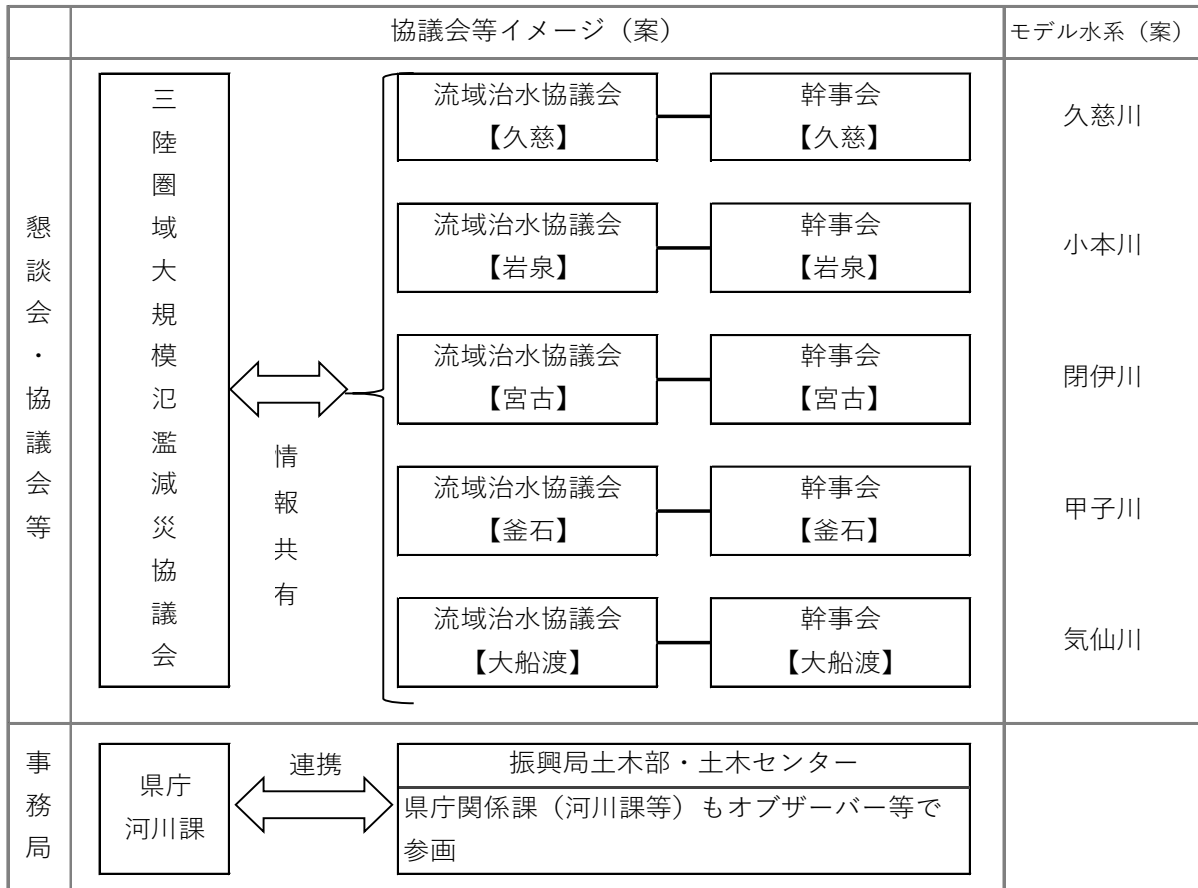
浸水被害軽減
逃げ遅れゼロ

二級水系における流域治水プロジェクトの推進について

1 二級水系の流域治水協議会とモデル水系について

(1) 概要（イメージ）

既にある「三陸圏域大規模氾濫減災協議会」との連携も見据えつつ、より地域に根差した多くの意見を取り込むため、沿岸5公所毎に、管内の代表的な河川をモデルとして、流域治水協議会（及び幹事会）を新たに設置する。



(2) 留意事項

① 流域治水協議会について

市町村は首長・副首長又は部局長等、県は公所長レベルで構成することを予定。なお、既設の協議会等でも代用できる場合にはそれも積極的に検討。

なお、その後の調整により、林野庁（森林管理署）と森林整備センターの参画も決定（別添資料1参照）。

② 流域治水協議会幹事会について

①について実務担当者レベルで調整するもの。担当課長レベルでの構成を想定。

③ 小本川水系流域治水プロジェクト（先行モデル）について

令和3年2月5日に「小本川水系流域治水協議会」を開催し、令和3年3月30日に公表済

2 流域治水プロジェクトの取組状況との今後の予定

| 時期 | 内容 | 備考 |
|----------------|---|----------------------|
| R2. 11月頃まで | 沿岸5公所（振興局土木部等）・県庁関係各課の職員によるWGを設置 | 電子会議室で開催 |
| R2. 11月～R3. 3月 | ①流域治水協議会等の体制（構成員等。特に1水系1市町村の場合） ②モデル水系の流域治水プロジェクトの内容等の検討・取りまとめ | 県北、宮古、沿岸、大船渡で取りまとめ済み |
| R3. 4月～6月 | モデル水系において流域治水プロジェクトの取組に着手（協議会の立ち上げ・素案の公表等） | |
| | 第1回流域治水協議会幹事会・流域治水協議会の開催（協議会規約、プロジェクト素案の説明など） | 書面開催も視野 |
| R3. 8月まで | 第2回流域治水協議会幹事会・流域治水協議会の開催（プロジェクト案の説明・承認） | ※1※2※3 |
| | 流域治水プロジェクトを公表 | |

- ※1 第1回協議会が書面開催の場合、新型コロナウイルス感染症対策を適切に行った上で、可能であれば「対面」での開催を基本に検討（ただし、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて「書面開催」も検討）
- ※2 小本川水系流域治水プロジェクトについては、既に策定済みだが、流域治水プロジェクトに林野庁・森林整備センターの事業等に加え、さらに協議会に新たな構成員を加えて令和3年度に第2回協議会を開催する予定。岩泉土木センターと調整します。
- ※3 R3. 8月までに策定・公表することについては、東北地方整備局（河川部地域河川課）からの要請によるものです。

3 その他（留意事項等）

（1）県庁内の関係課等との関連は次のとおり。

| 区分 | 課名 | |
|-----|------------------|--|
| 事務局 | 砂防災害課・下水環境課 | 通知や知事への業務報告などの場合、河川課と連名とする。 |
| 関係課 | 都市計画課・建築住宅課 | 情報共有を図る（一級水系と合わせて）。 |
| | 農林水産部農村建設課・森林保全課 | 情報共有を図る（一級水系と合わせて）。各公所において、農林振興センター（林務室）等の参画を要請していることから、下調整を行っている。 |

（2）流域治水協議会のオブザーバー等について

今後の流域治水協議会の開催において、東北地方整備局（河川部地域河川課）から、「オブザーバーとしての参画」を打診されていることから、河川課で調整中です。

（3）モデル河川（R3. 8月までに策定する5水系）以外の二級水系について

現時点では、国から明確なスケジュールを示されていないが、積極的に進めてほしい旨依頼されているところ。

また、今後、河川改修事業の国費導入を検討する場合、河川整備計画と合わせて「流域治水プロジェクト」の策定が必須となる見込みであることから、事業導入のスケジュールを見据えつつ、河川課で策定対象水系やスケジュールを検討します。

流域治水協議会・幹事会のイメージ検討について（R3. 4. 9時点）

1 流域治水協議会・幹事会の構成員（案）について

(1) 流域治水協議会（構成員イメージ）

| 区分 | | 構成員（案） | | | 備考 |
|-----|-----|----------------|--------------|--|------------|
| 市町村 | | 首長、副首長又は部局長等 | | | |
| 県 | 沿岸 | 大船渡農林振興センター所長 | 農林部長 | 土木部長 | |
| | 大船渡 | | 農林振興センター所長 | 土木センター所長 | |
| | 宮古 | 宮古農林振興センター所長 | 農林振興センター林務室長 | 土木センター所長 | |
| | 岩泉 | | | 土木センター所長 | |
| | 県北 | 農政部農村整備室長 | 林務部長 | 土木部長 | |
| 国 | 沿岸 | 林野庁 東北森林管理局 | 三陸中部森林管理署長 | 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 盛岡水源林整備事務所長 | |
| | 大船渡 | | | | 三陸北部森林管理署長 |
| | 宮古 | | | | |
| | 岩泉 | | | | |
| | 県北 | | 久慈支署長 | | |

※1 上記はあくまでもイメージの1つですので、類似した既存の協議会がある場合にはその御活用を検討して頂いてもよろしいです。

また、構成員についてもそれぞれの公所、市町村の状況を踏まえて検討して頂いてよろしいです（例えば、学識経験者、地元代表、漁協、自主防災組織、関係企業を構成員として加えるか、など）。

(2) 幹事会（構成員イメージ）

| 区分 | | 構成員（案） | | |
|-----|-----|--------------------------------------|---------------------|---|
| 市町村 | | 建設部（課）長等（都市計画課長・下水道課長 等） 農林部（課）長等 | | |
| 県 | 沿岸 | 大船渡農林振興センター農村整備課長 | 農林部特命課長 | 土木部河川港湾課長（・復興まちづくり課長） |
| | 大船渡 | | 大船渡農林振興センター森林保全課長 | 土木センター河川港湾課長（・復興まちづくり課長） |
| | 宮古 | 宮古農林振興センター特命課長（農村整備） | 宮古農林振興センター林務室森林保全課長 | 土木センター河川港湾課長（・復興まちづくり課長） |
| | 岩泉 | | | 土木センター河川港湾課長・河川復旧課長 |
| | 県北 | 農政部農村整備室 農村計画課長 | 林務部森林保全課長 | 土木部河川港湾課長 |
| 国 | 沿岸 | 林野庁 東北森林管理局 | 三陸中部森林管理署次長 | 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 盛岡水源林整備事務所 造林係長 |
| | 大船渡 | | | |
| | 宮古 | | | |
| | 岩泉 | | | |
| | 県北 | | 久慈支署総括事務管理官 | |

※2 上記はあくまでもイメージの1つですので、構成員については各公所、市町村の状況を踏まえて検討して頂いてよろしいです。

「緊急行動計画」の今後の展開について

- 水防災意識社会の実現に向け、令和2年度を目標として、円滑かつ迅速な避難・被害軽減のための取り組み等について「緊急行動計画」として取りまとめを着実に推進してきた。このうち、危機管理型ハード対策については、令和2年度までにおおむね完了の見込みとなったところ。
- 緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、大規模氾濫減災協議会において「地域の取組方針」を作成するとともに、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

水防災意識社会の再構築 (大規模氾濫減災協議会 国管理河川129協議会)

緊急行動計画 H28～R2 (5カ年)

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

危機管理型ハード対策等

R2概ね完了見込み

※1

※1
大規模氾濫減災協議会では、緊急行動計画に危機管理型ハード対策（河川法に係るもの）を位置づけ取り組んできたが、R2に概ね完了するため、R3以降は、避難・水防対策の更なる充実を図る。

※2

※2
R3以降、大規模氾濫減災協議会では、避難・水防対策の更なる充実を図る。流域治水協議会は、大規模氾濫減災協議会等における取組の状況等を確認・点検し、流域治水プロジェクトに記載する。



流域治水プロジェクト R3～

大規模氾濫減災協議会

地域の取組方針

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

学識者懇談会・流域委員会

河川対策の検討

河川整備、ダム建設など

流域治水協議会 国管理河川118協議会

＜河川対策、ソフト対策を共有＞

流域対策の検討

下水道、流出抑制、土地利用・住まいの方の工夫、浸水拡大抑制、利水タムの活用など

R3以降

資料 6

県からの連絡事項

5ヶ年計画の進捗状況について

河道掘削・立ち木伐採の実施河川

| 市町村 | 河川名 |
|------|-----------------------|
| 二戸市 | 馬淵川、十文字川、安比川等 |
| 八幡平市 | 兄川、矢神川、松川、安比川、赤川等 |
| 葛巻町 | 馬淵川、山形川等 |
| 軽米町 | 瀬月内川、雪谷川等 |
| 九戸村 | 瀬月内川等 |
| 一戸町 | 馬淵川、女鹿川、小繋川、二ツ石川、平糠川等 |

※ 河道の堆積状況等を踏まえて実施河川は適宜変更を行うもの。

水位計設置5ヶ年計画

| 年次 | 水位計設置河川 | |
|------------|---------|---|
| 設置済 | H29 | 4 河川 小本川（岩泉町）、刈屋川（宮古市）、長沢川（宮古市）、浦浜川（大船渡市） |
| | H30 | |
| | R1 | 3 河川 久慈川（久慈市）、葛根田川（雫石町）、大野川（洋野町） |
| 今後 設置予定 | R2 | 2 河川 普代川（田野畑村）、大川（岩泉町） |
| | R3 | 2 河川 田代川（宮古市）、川尻川（洋野町） |
| | 合計 | 11 河川 |

※ 年次計画は予算等の状況により変更があるもの。

水位周知河川指定5ヶ年計画

| | 年次 | 指定河川 |
|------------|-----|--|
| 指定済 | H29 | 2 河川 小本川（岩泉町）、安家川（岩泉町） |
| | H30 | 10 河川 稗貫川（花巻市）、松川（八幡平市）、胆沢川（奥州市）、 雫石川（雫石町）、馬淵川（葛巻町）、北上川（岩手町）、 和賀川（西和賀町）、閉伊川（宮古市）、普代川（普代村）、 宇部川（野田村、久慈市） |
| | R1 | 2 河川 人首川（奥州市）、諸葛川（滝沢市、盛岡市） |
| 今後 指定予定 | R2 | 2 河川 千厩川（一関市）、大川（一関市） |
| | R3 | 4 河川 小烏瀬川（遠野市）、 <u>小本川（岩泉町）</u> 、 <u>安家川（岩泉町）</u> 、 岩崎川（紫波町、矢巾町）、刈屋川（宮古市）、長沢川（宮古市） |
| | 合計 | 20 河川 |

※ R3 に予定の小本川及び安家川は河川改修事業完了後に基準水位等の見直しを行うもの。

※ 年次計画は予算の状況等により変更があるもの。

洪水浸水想定区域指定 5 ヶ年計画

| | | 指定河川 |
|-----|-------|--|
| 指定済 | H29 | 1 河川 夏川（一関市） |
| | H30 | 14 河川 築川（盛岡市）、北上川（盛岡市、岩手町）、松川（盛岡市、八幡平市）、 猿ヶ石川（遠野市）、早瀬川（遠野市）、砂鉄川（一関市）、 曾慶川（一関市）、猿沢川（一関市）、衣川（一関市、平泉町）、 馬淵川（二戸市、一戸町、葛巻町）、安比川（二戸市、八幡平市）、 気仙川（陸前高田市、住田町）、大股川（住田町）、小本川（岩泉町） |
| | R1 | 5 河川 雪谷川（軽米町）、瀬月内川（九戸村）、甲子川（釜石市）、 鵜住居川（釜石市）、盛川（大船渡市） |
| | R2 | 12 河川 矢作川（陸前高田市）、大槌川（大槌町）、小槌川（大槌町）、 関口川（山田町）、雫石川（雫石町）、和賀川（西和賀町）、 閉伊川（宮古市）、津軽石川（宮古市、山田町）、久慈川（久慈市）、 夏井川（久慈市）、長内川（久慈市）、稗貫川（花巻市） |
| | R3 | 12 河川 普代川（普代村）、宇部川（野田村、久慈市）、安家川（岩泉町）、 胆沢川（奥州市）、諸葛川（滝沢市、盛岡市）、 岩崎川（紫波町、矢巾町）、人首川（奥州市）、千厩川（一関市）、 大川（一関市）、小烏瀬川（遠野市）、刈屋川（宮古市）、 長沢川（宮古市）、 <u>小本川（岩泉町）</u> |
| 合計 | 44 河川 | |

今後
指定予定

※ R3 予定の小本川は河川改修事業完了後に洪水浸水想定区域の見直しを行うもの。

※ 年次計画は予算の状況等により変更があるもの。

【水位計・水位周知河川・洪水浸水想定区域】指定の5カ年計画の状況について

(R3.3月末時点)

| 河川名 | 水位計 | | | | | | | 水位周知河川 | | | | | | | 洪水浸水想定(想定最大規模) | | | | | 水位+浸想 | タイムライン | カメラ | 備考 | | |
|-----------------|-------|-----|-----|----|----|----|------------|--------|-----|-----|----|----|----|------------|----------------|-----|----|----|----|-------|--------|-----|----|------------|-------------|
| | H28まで | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R3.3月末設置済み | H28まで | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R3.3月末指定済み | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | | | | | R3.3月末指定済み | |
| 築川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 北上川 | ● | | | | | | ● | ● | | ● | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり、国カメラ |
| 松川 | ● | | | | | | ● | ● | | ● | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 猿ヶ石川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 早瀬川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 衣川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 夏川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | ● | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり、宮城県カメラ |
| 砂鉄川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 猿沢川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 曾慶川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 盛川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 大股川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 気仙川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 矢作川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 甲子川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 鶴住居川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 大樋川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 小樋川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 閉伊川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ○ | | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 津軽石川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ○ | | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 関口川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 久慈川 | ● | | | ● | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ○ | | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 長内川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ○ | | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 夏井川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ○ | | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 安比川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 雪谷川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 馬淵川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 瀬月内川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 小本川 | ● | ● | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 安家川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | | ○ | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 稗貫川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ○ | | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 胆沢川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | | ○ | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 雲石川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | 重複あり |
| 和賀川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 普代川 | ● | | | | ● | | ● | ● | | | | | | ● | | | | | ○ | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 宇部川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | | ○ | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 千蔵川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | | ○ | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 諸葛川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | | ○ | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 大川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | ● | | ● | ● | △ | ● | ● | 重複あり |
| 岩崎川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | ○ | ● | | | | | ○ | ● | ● | × | — | ● | |
| 人首川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | | ○ | ● | ● | △ | ● | ● | |
| 刈屋川 | ● | ● | | | | | ● | ● | | | | | ○ | ● | | | | | ○ | ● | ● | × | — | ● | |
| 長沢川 | ● | ● | | | | | ● | ● | | | | | ○ | ● | | | | | ○ | ● | ● | × | — | ● | |
| 小鳥瀬川 | ● | | | | | | ● | ● | | | | | ○ | ● | | | | | ○ | ● | ● | × | — | ● | |
| 浦浜川 | | ● | | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | | | ● | ● | — | — | ● | |
| 葛根田川 | | | | ● | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | | | ● | ● | — | — | ● | |
| 大野川 | | | | ● | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | | | ● | ● | — | — | ● | |
| 田代川 | | | | | | ○ | ● | ● | | | | | | ● | | | | | | ● | ● | — | — | × | |
| 川尻川 | | | | | | ○ | ● | ● | | | | | | ● | | | | | | ● | ● | — | — | × | |
| 完了 | 44 | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 | 47 | 28 | 2 | 10 | 2 | 2 | 0 | 40 | 1 | 14 | 5 | 6 | 0 | 20 | 26 | 40 | 47 | | |
| 未完了 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | | 0 | 0 | 0 | 6 | 12 | | 14 | 0 | 0 | | |
| 33河川 | 44 | 4 | 0 | 3 | 1 | 2 | 47 | 28 | 2 | 10 | 2 | 2 | 4 | 40 | 1 | 14 | 5 | 12 | 12 | 20 | 44 | 40 | 49 | | |
| 【以下、その他河川の浸水想定】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大川 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | ● | | | | ● | △ | × | ● | | |
| 清水川 | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | ● | △ | × | × | | |
| 小屋畑川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ● | × | × | × | | |
| 鳥谷川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ● | × | × | × | | |
| 完了 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | | |
| 未完了 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | | |
| 4河川 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 4 | 1 | |
| 【以下、ダム下流部の浸水想定】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鷹生川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | △ | × | × | | |
| 小川川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | × | × | ● | | |
| 来内川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | × | × | ● | | |
| 夏油川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | × | × | ● | 重複あり | |
| 綾里川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | × | × | × | | |
| 中津川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | × | × | ● | 重複あり | |
| 完了 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | |
| 未完了 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | | |
| 6河川 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 | 4 | |

資料 7

県からの連絡事項

要配慮者利用施設における避難確保
計画策定と避難訓練の実施について

水防法・土砂災害防止法の改正

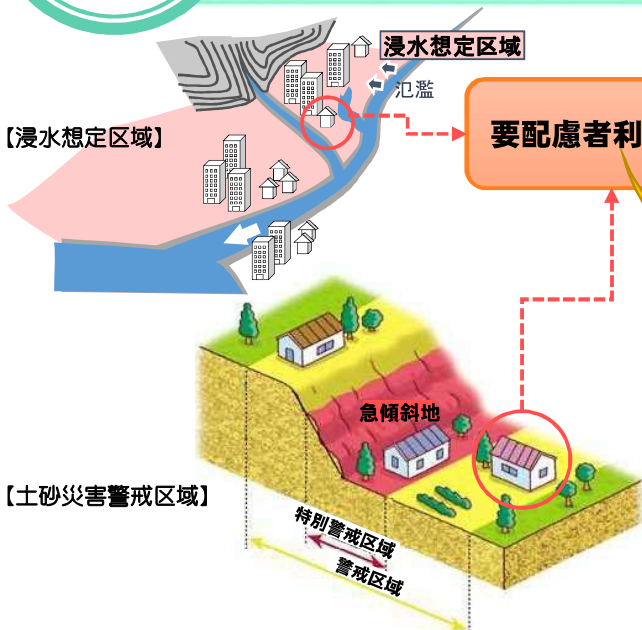
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

【市町村】市町村地域防災計画の作成

- （社会福祉施設）**
- ・老人福祉施設
 - ・有料老人ホーム
 - ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
 - ・身体障害者社会参加支援施設
 - ・障害者支援施設
 - ・地域活動支援センター
 - ・福祉ホーム
 - ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
 - ・保護施設
 - ・児童福祉施設
 - ・障害児通所支援事業の用に供する施設
 - ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
 - ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
 - ・子育て短期支援事業の用に供する施設
 - ・一時預かり事業の用に供する施設
 - ・児童相談所
 - ・母子・父子福祉施設
 - ・母子健康包括支援センター 等
- （学校）**
- ・幼稚園
 - ・小学校
 - ・中学校
 - ・義務教育学校
 - ・高等学校
 - ・中等教育学校
 - ・特別支援学校
 - ・高等専門学校
 - ・専修学校（高等課程を置くもの） 等
- （医療施設）**
- ・病院
 - ・診療所
 - ・助産所 等

例えば

これら施設の**名称及び所在地**

➢ 地域全体の警戒避難体制の充実を図るためにも、都道府県はこれら区域の指定、市町村は地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要です。

1 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成の手引き」については、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成**することが重要です。
 - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等**には、施設管理者等に対して、**水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図る**ことが望めます。
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

2

避難確保計画の確認

※「点検マニュアル」については、「避難確保計画の作成の手引き」とあわせて、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
 - 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の**点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて助言等を行います。

3

避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- **市町村長は**、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、正当な理由がなく**その指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができることとなっています。
 - 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際は**、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

4

避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**する必要があります。
 - 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
 - ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。



避難体制のより一層の強化のために、関係部局が連携して支援することが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



避難訓練の実施



法改正に関する
問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局

TEL : 03-5253-8111 (代表)

水防法関係

河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

砂防部砂防計画課

(H29.6.19)

水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策

国交省、都道府県等

(水防法第14条等)

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を
洪水浸水想定区域等として指定



市町村

(水防法第15条)

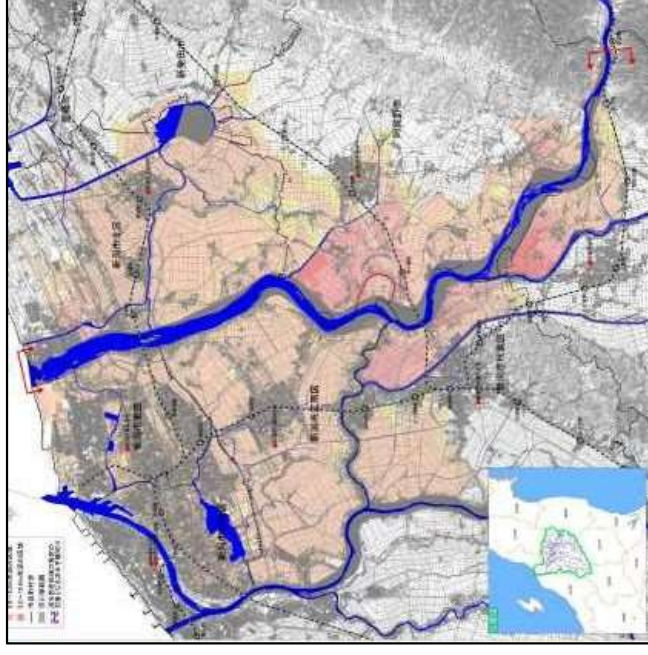
地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設※を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載



要配慮者利用施設の管理者等

(水防法第15条の3)

避難確保計画の作成、訓練の実施(義務)
自衛水防組織の設置(努力義務)



洪水浸水想定区域

要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

【水防法第15条1項4号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

【水防法第15条の3 1、5及び6項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う

- ・避難確保計画の作成(義務)
- ・訓練の実施(義務)
- ・自衛水防組織の設置(努力義務)

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 2項及び7項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う

- ・避難確保計画の市町村への報告
- ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3 3項】

市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる

- ・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
- ・指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表ができる

総 防 第 1 6 8 8 号
河 第 6 0 9 号
砂 第 3 5 7 号
令 和 3 年 3 月 2 4 日

各市町村長 様
(防災担当部局長扱い)

岩手県総務部長
岩手県県土整備部長

要配慮者利用施設避難確保計画等に関する留意事項について（通知）

本県では、平成 28 年台風第 10 号に伴う被害発生を教訓とし、関係機関には避難確保計画の策定及び避難訓練の実施をお願いしてきたところですが、計画については未だに未策定の施設があり、また、避難訓練については実施していない施設が多く、計画策定及び訓練実施を促進するための取組を一層推進する必要があります。

つきましては、下記のとおり避難確保計画策定及び避難訓練の実施に向けた今後の取組に係る留意事項について通知しますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 対象施設の正確な把握と市町村地域防災計画への記載

対象施設を含む避難確保計画策定状況等について、別途総務部総合防災室から調査を実施しております（別添 1 参照）。

引き続き、対象施設の正確な把握に努めていただきますようお願いいたします。

また、把握している対象施設について、地域防災計画に規定していない市町村がありますが、**計画への施設名称等の規定は水防法等関連法令における法定事項**とされておりますので、確実に規定いただきますとともに、各市町村ホームページ等において適切に公表いただきますよう、お願いいたします。

2 保健福祉部局、教育部局との情報共有

要配慮者利用施設については、保健福祉部局、教育部局が関わっており、厚生労働省、文部科学省からの調査を県を通じて行っている事例がありますが、総務部総合防災室が実施している調査結果と整合性が取れていない市町村があります。

関係部局間で共通認識を持ち、対応していくことが重要と考えておりますので、平常時からの情報共有について適切に行っていただきますよう、お願いいたします。

3 避難確保計画策定に向けた「講習会」の活用（国及び県による支援）

要配慮者利用施設管理者向けに講習会を開催することが可能です（別添 2 参照）。開催の御希望がありましたら、御相談ください。[担当：総合防災室]

4 避難訓練の実施促進

避難訓練の実施については、水防法等に基づく要配慮者利用施設管理者等の法定義務とされております。

訓練実施結果については、法規定上は市町村に報告する義務はありませんが、計画策定とともに、訓練を実施し、結果を踏まえ必要に応じ計画の見直し等を行っていくことは極めて重要な事項と考えており、別途総務部総合防災室が実施している調査においても、回答項目を設けております。

各市町村においては、各施設を所管する部局等とも連携し、各施設の訓練実施状況について引き続き確認・把握いただきますとともに、訓練未実施の施設に対する訓練実施の働きかけをお願いいたします。

なお、訓練に関し、各施設等から情報収集する際の参考様式を作成しましたので必要に応じご活用ください（別添3）。

加えて、訓練形態の例示とともに、参考事例集を作成しましたので、お知らせいたします（別添4）。

【担当】

| | | | |
|-------|----|-------|--------------------|
| 総合防災室 | 主事 | 高橋 翔 | TEL : 019-629-5155 |
| 河川課 | 主任 | 金田一 徹 | TEL : 019-629-5903 |
| 砂防災課 | 主任 | 中宿 勝也 | TEL : 019-629-5922 |

要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の概要

■ 避難確保計画作成講習会とは

- 水防法第15条の3に基づき洪水時等の避難確保計画の作成が義務づけられている施設の管理者等に、避難確保計画の作成方法等を身につけていただくための講習会です。
- 講習会は地方公共団体が開催することを想定しています。

■ 講習会開催マニュアルの改訂

- 国土交通省では、平成30年3月に「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成しました。これを踏まえて平成30年度には、全国12市町で先行的に講習会が開催されました。
- 令和元年5月には、先行的に開催した12市町の講習会で得られた知見を改めてとりまとめ、「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた開催マニュアル」として、マニュアルを改訂しました。
- 新しいマニュアルは、講習会で活用できる資料のフォーマット等を「活用ツール」としてまとめて拡充したほか、講習会を開催する地方公共団体のニーズに合わせて、「基本方式」、「実践方式」、「簡易方式」の3つの方式から講習会の開催方式を選択できるようになっています。

| | 開催方式の概要 | 実施状況 |
|--------|--|--|
| ① 基本方式 | <p>【概要】「前期：座学講習会」と「後期：ワールドカフェ方式のワークショップ」を組み合わせることで、参加者の理解の深化を図り、計画の作成や充実を促進する方式です。</p> <p>【前期】座学講習会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域の水害リスクに関する情報や防災情報等、避難確保計画作成に関わる基本的な知識等に関する講義と計画の検討の進め方や作成方法について解説します。 <p>【後期】ワールドカフェ方式のワークショップの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 前期講習会での知見を踏まえて避難確保計画の検討を行った施設が、経験や知見、課題等に関する意見交換を行い、避難確保計画作成に関する様々な気づきや工夫等を共有します。これにより、避難確保計画の完成促進や充実を図ります。 |  <p>←前期：座学による様式の説明</p>  <p>後期：参加者による意見交換→(ワールドカフェ)</p> |
| ② 実践方式 | <p>【概要】避難確保計画の各種様式のうち、重点ポイントとする様式について詳細に解説し、講習会当日の会場内で、一部様式の検討や作成を行う方式です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 参加者は、講習会当日に重点ポイントについて、説明者の解説を聞きながら実際に計画を検討します。 • 重点ポイント以外については、概要説明を行い、各施設に持ち帰って検討していただきます。 |   <p><避難経路図の作成支援></p> |
| ③ 簡易方式 | <p>【概要】座学だけの講習会とし、避難確保計画作成に係る防災情報等の全体的な知識に関する講義と避難確保計画の「様式の作成方法」の解説に重点を置く方式です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 参加者は、講習会での知見を踏まえ、各施設に持ち帰って避難確保計画の作成を進めます。 • 資料準備や講習会当日の運営等において、開催主体となる自治体の負担が最も少ない方式です。 |  <p><座学による様式説明></p> |

■ 講習会の効果

平成29年度 三重県津市で試行的に実施

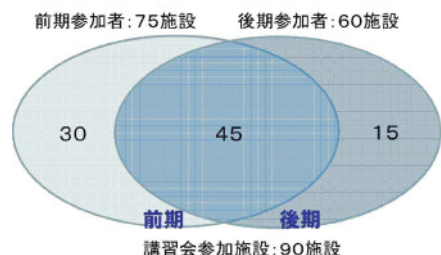
合計90施設の管理者等が講習会に参加し、全ての施設から計画が提出された。

平成30年度 全国12市町で実施

講習会に参加した施設の6割～9割の施設から、講習会後3ヶ月以内に計画が提出された(※)。

(※)平成30年12月までに講習会を実施した市町について集計

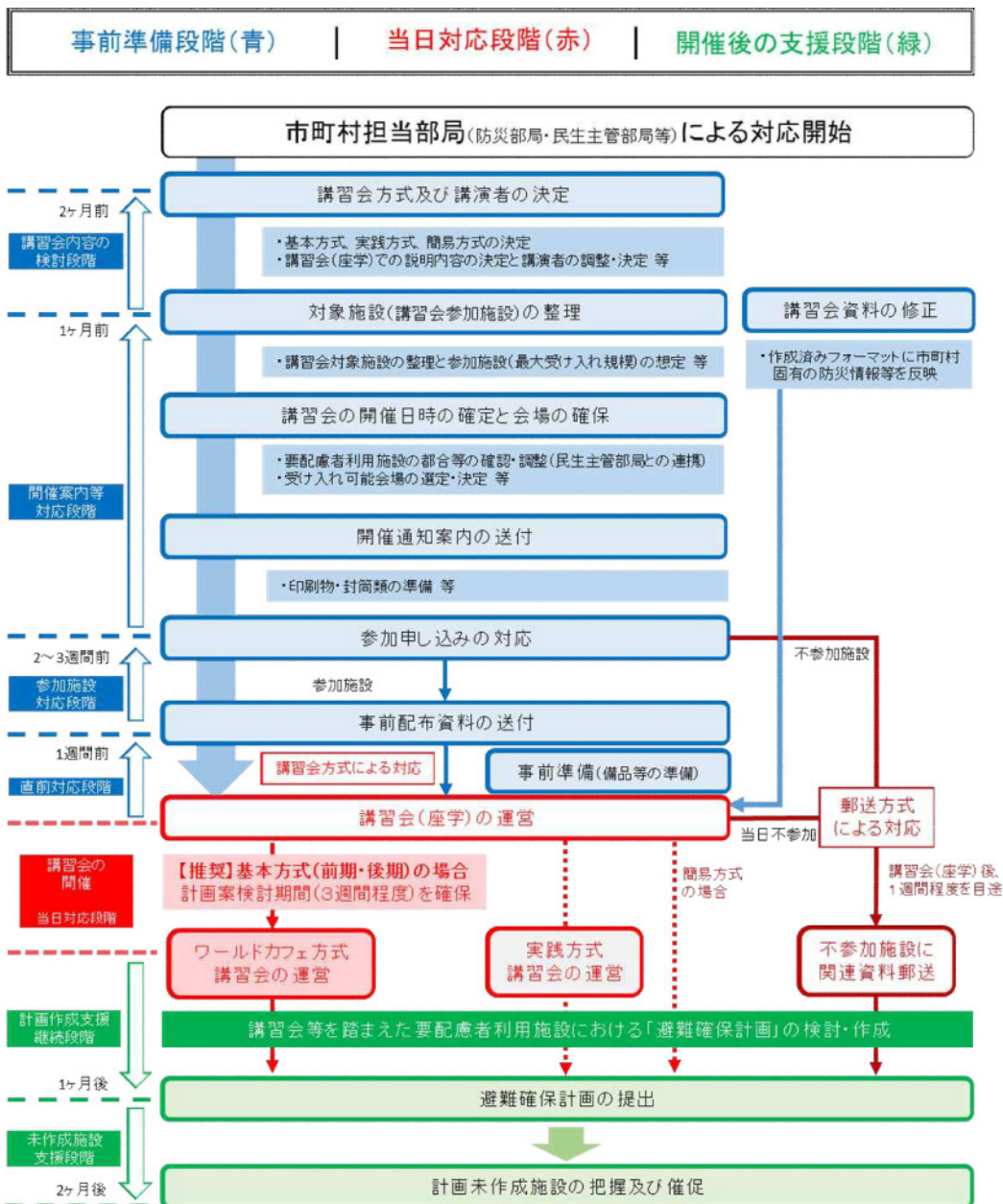
平成29年度 三重県津市での講習会の参加者



講習会開催に向けた対応スケジュール

- ◇講習会開催までの基本的な準備期間は1～2ヶ月程度が目安です。
- ◇基本的な対応項目は以下のとおりとなります。

| | |
|---------------------|--------------------------------|
| □ 講習会方式及び講演者の決定 | 【開催方式(基本方式/実践方式/簡易方式)や有識者等の決定】 |
| □ 対象施設の整理 | 【地域防災計画に位置付けのある施設リストの更新】 |
| □ 講習会の開催日時の確定と会場の確保 | 【参加施設数に応じて判断】 |
| □ 開催通知案内の送付 | 【作成済みフォーマットに日時や会場情報を反映】 |
| □ 参加申し込みの対応 | 【リスト整理とリマインド】 |
| □ 事前配付資料の送付 | 【講習会の参考資料等を必要に応じて事前送付】 |
| □ 事前準備(備品等の準備) | 【講習会に必要な備品の準備】 |
| □ 講習会資料の作成 | 【作成済みフォーマットに市町村固有の防災情報等を反映】 |
| □ 講習会当日の対応 | 【会場設営や資料説明】 |
| □ 講習会後の対応 | 【計画の受領・確認・リマインド、不参加施設対応等】 |



別添3**要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく訓練実施計画（報告）書**

年 月 日

(あて先)

殿

計画（報告）者【所有者又は管理者】

住所

施設の所有者名又は管理者名

連絡先（電話番号等）

別添のとおり〇〇法の規定に基づく避難訓練を計画（実施）しましたので報告します。

| 訓練実施（予定）日時 | 年 月 日 | | 時 ～ 時 | |
|-------------------------------|-------------------------|---|-------|---|
| 訓練参加（予定）人員 | 施設利用者 | 人 | 従業員 | 人 |
| 訓練の内容 | | | | |
| 訓練の様子 ※写真を添付すること (1枚程度) | | | | |
| 訓練結果を踏まえた計画 見直しの有無 | (見直した場合、見直し内容を記載してください) | | | |

別添 4

要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく訓練形態等に関する参考資料

1 前提

訓練については、必ずしもすべての職員あるいは施設利用者が参加する必要はなく、以下に例示するように、策定した計画に基づき、情報収集の訓練を行ったり、職員の中で対応の流れを机上等で確認する訓練を実施したりすることが考えられます。

また、他の法令に基づく訓練（例えば、火災訓練）と合わせて実施してもよく、状況に応じて柔軟に検討してください。

加えて、訓練実施後に、計画を確認していただき、必要に応じて見直し、関係者と共有することが重要です。

例えば、初年度は情報収集訓練を実施し、翌年度は保護者への引渡し訓練を実施するといったことも考えられます。

2 訓練形態

【例 1：情報収集訓練】

計画に記載している気象情報等について、実際にアクセスし、リンクが誤っていないか、想定しているような情報が収集できるか、検証します。

【例 2：職員参集訓練】

計画に基づき、連絡が適切にとれるか、職員が問題なく参集できるか、検証します。

【例 3：机上等における訓練】

計画に基づき、情報収集から、備蓄物資の整理など、実際に実施してみて、例えば時間を計測し、計画どおりに避難行動がとれるか、検証します。

加えて、想定している避難場所まで移動してみて、気象条件によって危ないと考えられる経路はないかなど、検証することも考えられます。

【例 4：保護者への児童引渡し訓練】

計画に基づき、一定の条件（例えば、気象警報が発令になり、休校基準を満たしたなど）を仮定し、保護者に連絡をとり、問題なく引き渡すことができるか、検証します。

【例5：実動（仮想）訓練】

計画に基づき、施設職員を2つに分け職員役と要配慮者役となり避難訓練を実施し、問題なく対応することができるか、検証します。

3 参考事例集

別添5のとおり

河 第 5 4 0 号
砂 第 3 3 0 号
令和 3 年 3 月 11 日

各市町村長 様
(防災担当部局長扱い)

岩手県県土整備部長

社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検実施について（依頼）

このことについて、国土交通省及び厚生労働省から令和 3 年 2 月 24 日付け国水環防第 32 号、国水砂第 109 号、老高発 0224 第 2 号、子子発 0224 第 1 号、社援保発 0224 第 1 号、障障発 0224 第 1 号により、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴市町村から各社会福祉施設に対し、避難確保計画について緊急点検を実施するよう依頼し、必要な改善を行っていただくよう働きかけをお願いします。また、施設から相談があった場合は、助言等の対応をお願いいたします。

なお、貴市町村が点検を依頼した施設数及び助言を実施した施設数、助言内容について、とりまとめて報告いただきますよう別途お願いする予定です。

また、本依頼については、岩手県保健福祉部の関係課から貴市町村の福祉部局に対し、同様の通知を行う予定となっていることを申し添えます。

【担当】

河 川 課 主任 金田一 徹 TEL : 019-629-5903
砂防災害課 主任 中宿 勝也 TEL : 019-629-5922

国水環防第32号
国水砂第109号
老高発0224第2号
子子発0224第1号
社援保発0224第1号
障障発0224第1号
令和3年2月24日

各都道府県水防担当部（局）長 殿
各都道府県砂防担当部（局）長 殿

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検実施について（依頼）

平成29年度に水防法等の一部が改正され、水防法第15条の3又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第8条の2に基づき、市区町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられております。

また、社会福祉施設等については、関係法令において、非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施の義務づけ等がされており、社会福祉施設等の非常災害対策に万全を期するよう、

別添のとおり、所管施設の非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況について速やかな点検等をお願いしているところです。

昨年の令和2年7月豪雨は、九州を中心に全国で大きな被害をもたらしましたが、その中でも熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」は、事前に避難確保計画を作成し、更には年2回避難訓練を実施していましたが、施設が水没し、入所者70名のうち14名が亡くなるという痛ましい被害が生じました。

この被害を受け、厚生労働省と国土交通省は共同で、有識者による検討会^{※1}を設置し、高齢者福祉施設の避難の実効性を確保するための方策を検討しているところです。この検討会において、避難における多くの課題が確認されており、検討会のとりまとめを受けた対応策については、改めて周知させていただきますが、出水期に備え、別紙を参考に社会福祉施設^{※2}に対して避難確保計画（非常災害対策計画と一体的に作成されているものを含む。以下同じ。）について緊急点検を実施し、必要な改善を行っていただくよう、貴管内市区町村へ働きかけをお願いします。また、緊急点検を実施した施設からの相談について助言等の対応を、貴管内市区町村に依頼していただくよう、併せてお願いします。

なお、貴管内市区町村が点検を依頼した施設数及び助言を実施した施設数、助言内容について、とりまとめて報告いただきますよう別途お願いする予定です。

なお、本件依頼は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

※1 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会
厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_520284_00015.html
国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan/index.html

※2 地域防災計画に位置づけられる要配慮者利用施設のうち、社会福祉施設（これに類する施設を含む）を対象とする。

具体的には、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、これらに類する施設とする。

【問い合わせ先】

○国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

課長補佐 三村（内線 35439）

津波水防係長 太田（内線 35457）

TEL : 03-5253-8111（代表） FAX : 03-5253-1603

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 大山（内線 36152）

地震対策係長 土門（内線 36154）

TEL : 03-5253-8111（代表） FAX : 03-5253-1610

○厚生労働省老健局高齢者支援課

課長補佐 岩本（内線 3970）

施設係長 宮本（内線 3925）

TEL : 03-5253-1111（代表） FAX : 03-3595-3670

○厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室

課長補佐 香取（内線 4955）

調整係長 下間（内線 4964）

TEL : 03-5253-1111（代表） FAX : 03-3595-2647

○厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

室長補佐 内野（内線 2995）

TEL : 03-5253-1111（代表） FAX : 03-3592-5934

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

課長補佐 加藤（内線 3031）

福祉財政係長 市川（内線 3035）

TEL : 03-5253-1111（代表） FAX : 03-3591-8914

社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検要領

1. 緊急点検の目的

これから到来する梅雨期など、今年の出水期に備え、水害や土砂災害から社会福祉施設の施設利用者等の身を守ることを目的として避難の実効性を高めるため、「避難確保計画（水防法・土砂災害防止法）」（非常災害対策計画と一体的に作成されているものを含む。以下同じ。）の内容について、緊急的に点検を実施する。緊急点検を実施したうえで、安全な避難先の選定や施設利用者の避難誘導要員の早期確保などの必要な改善を実施するものである。

2. 対象施設

市区町村地域防災計画へ位置づけられている、以下の場所に位置する全ての社会福祉施設（これに類する施設を含む）

- ・ 洪水浸水想定区域
- ・ 高潮浸水想定区域
- ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

3. 緊急点検の実施主体

社会福祉施設の管理者等（施設長・副施設長・防災リーダー等の当該施設における災害対策に責任を有している者（以下「施設管理者等」という。）をいう。）

4. 点検項目

避難確保計画に定められている内容のうち、施設利用者等の避難確保の実効性を確保するために最低限必要であると考えられる以下の項目について点検を実施する。項目ごとのチェックすべき内容については、別紙のチェックシートに示す。

- ① 施設の災害リスク情報について
- ② 施設利用者の避難先や避難行動について
- ③ 施設利用者の避難支援を開始するタイミングについて
- ④ 施設利用者の避難支援のための体制確立について

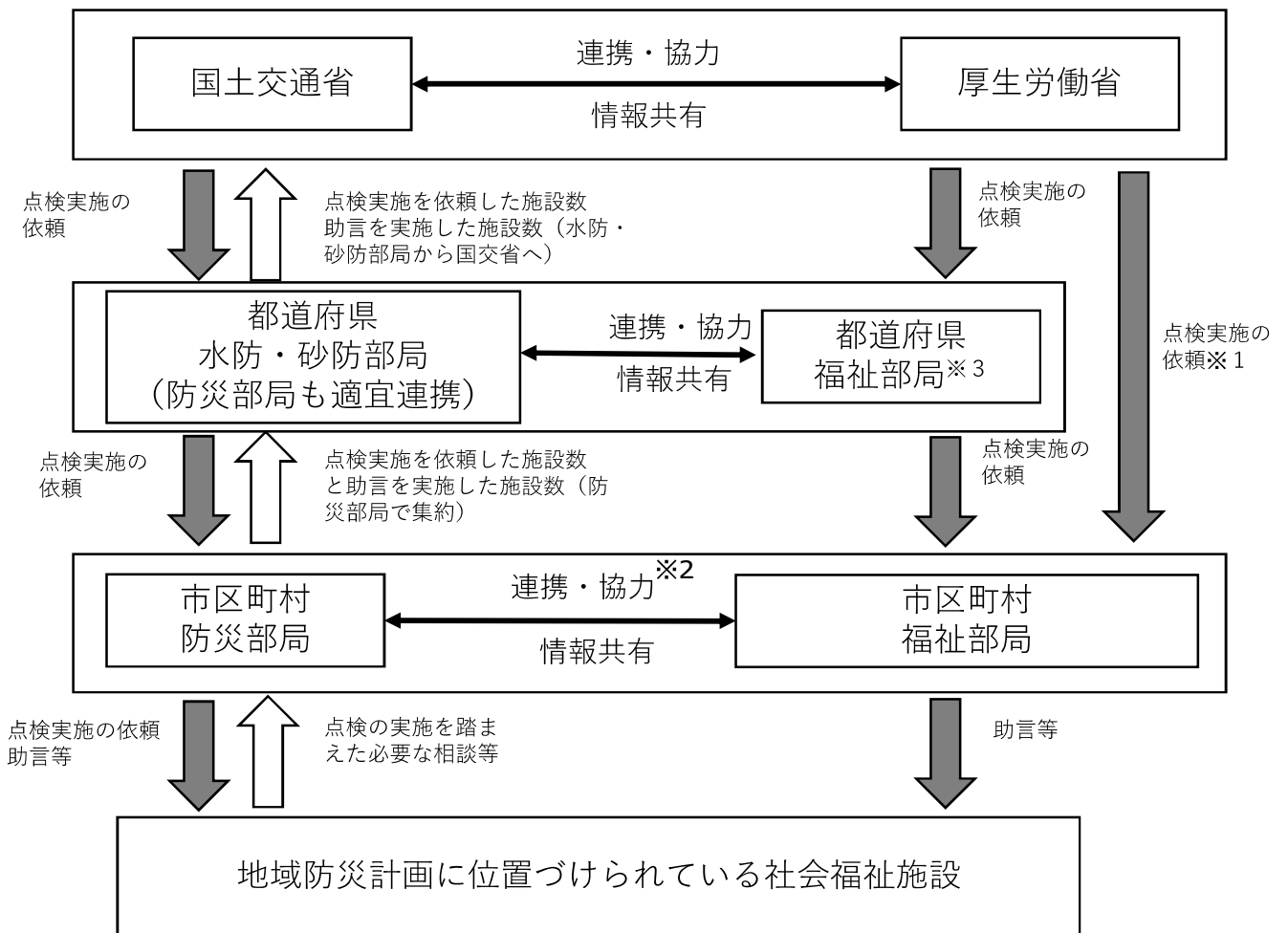
5. その他

避難確保計画や非常災害対策計画が未作成の施設については、速やかに計画の作成を進めるとともに、併せて上記要領に沿った内容で施設の防災体制に関する点検を実施しておくこと。なお、施設管理者等が緊急点検を実施した結果懸念事項等がある場合は、必要に応じ市区町村に相談し、助言等を受け対応策を検討すること。

また、今年の出水期に備えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意した上で、上記要領での確認事項を施設の職員全員と情報共有するとともに、情報伝達等の可能な実地訓練を実施しておくこと。

緊急点検フローチャート（社会福祉施設）

例



※1：政令指定都市福祉部局、中核市福祉部局については、厚生労働省から依頼を実施

※2：福祉部局、防災部局の連携・協力体制の一例

福祉部局の役割（例）

- ・点検依頼先の地域防災計画に位置づけられている社会福祉施設のリストアップ（防災部局と共同して実施する）
- ・依頼先への連絡（施設への事前連絡や施設の連絡先を防災部局へ提供するなど）
- ・施設に関することについての相談対応（施設の設備や施設利用者へのサービス等）

防災部局の役割（例）

- ・施設に対して点検実施の依頼を実施する
- ・施設からの相談を受けるための窓口（施設に関することは、福祉部局に対応を依頼）
- ・施設管理者等への助言内容等について調整を図る

※3：都道府県が、該当施設等の指定権者である場合には、必要に応じて、市区町村福祉部局等との連携・協力をお願いします。

様式 緊急点検チェックリスト

別紙

施設名:

実施日: 令和3年 月 日

| 点検項目 | 点検欄 点検した場合は○にレ点を記載してください。 |
|---|------------------------------|
| 1. 施設の災害リスク情報について ○ <u>施設の災害リスクを確認した。</u> 説明: 市区町村が公表しているハザードマップや、国土交通省や都道府県が公表している浸水想定区域図等を用いて、施設にどのような災害リスクがあるかを、災害種別毎（河川の氾濫による浸水や土砂災害、高潮による浸水）に確認する（●: 表下段参照）。 | □ |
| 2. 施設利用者の避難先や避難行動について ○ <u>安全な避難先を確認し、避難先施設の了解を得た。</u> 説明: 災害リスクがある場合には、立退き避難が望ましい。避難先としては市区町村の指定緊急避難場所や他の社会福祉施設等が考えられ、事前に避難先施設の了解を得ておく。 ○ <u>避難先や避難経路に災害リスクが無いことを確認した。</u> 説明: 避難先や避難経路に災害リスクが無いことを、市区町村が公表しているハザードマップや国土交通省や都道府県が公表している浸水想定区域図等により確認する。 ○ <u>施設内での安全確保の場合、浸水しない高さの居室があること、長時間の浸水に備えた備蓄があることを確認した。</u> 説明: 施設の上階等の居室において安全確保する場合は、施設が家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれていないこと、浸水しない高さの居室があること、長時間浸水する場合の支障を許容できる（水や食糧、薬等の備蓄が十分にある。電気、ガス、水道、トイレが一定期間使用不可になることへの対応策がとられている。）ことを確認する。（なお、土砂災害については、施設が倒壊するおそれがあるため、立退き避難が望ましい。） ○ <u>急激な災害に備えた緊急移動方法を確認した。</u> 説明: 急激に災害が切迫し、立退き避難が安全にできない場合も想定されるため、その際に、少しでも被害を受けにくい高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動する等の方法について確認する。また、そのような状況になったときの市区町村等への連絡体制を確認する。 ○ <u>市区町村への連絡体制を確認した。</u> 説明: 緊急事態に陥ったときの市区町村等への連絡者、連絡先、連絡手段を確認する。なお、避難開始、避難完了時においても連絡することが望ましい。 | □ □ □ □ □ |
| 3. 施設利用者の避難支援を開始するタイミングについて ○ <u>災害リスクに対して、避難のタイミング、行動を確認した。</u> 説明: それぞれの災害リスクに対して、どのタイミングで避難行動をとればよいかを確認する。（原則として、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたときに避難開始） ○ <u>夜間や暴風時の避難開始のタイミングを確認した。</u> 説明: 夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、日没前や暴風域に入る前の避難など、早めの避難を確認する。 ○ <u>施設利用者全員の避難に要する時間を確認した。</u> 説明: 施設利用者全員の避難に多くの時間を要する場合には、大雨・洪水・高潮注意報（警戒レベル2）等が発表された段階から雨量や水位情報を収集し、早めに施設利用者の避難支援を開始することを確認する。 ○ <u>避難の負担軽減の手順を確認した。</u> 説明: 避難の頻度が多くなると、避難行動自体が施設利用者の負担になり得ることから、持ち出し品のみを車に積み込んだり、避難先に先に移送することを考えておく。また、施設利用者の健康状態に応じて避難開始のタイミングを分けること等、施設の実情に応じた避難を確認する。 | □ □ □ □ |
| 4. 施設利用者の避難支援のための体制確立について ○ <u>避難支援要員の確保策を確認した。</u> 説明: 災害の状況が悪化した段階になると、交通の停止等により、職員が施設に駆け付けることできないおそれがあるため、大雨・洪水・高潮注意報（警戒レベル2）等が発表された段階で早期に施設の防災体制を確立するなど、特に、夜間や休日における施設利用者の避難支援要員の確保策を確認する。 ○ <u>外部の避難支援者の確保策を確認した。</u> 説明: いざという時には、消防団や地元企業、地域住民等の地域関係者や施設利用者の家族による支援が得られるよう、事前に訓練したり、連絡先を把握するなど対応策を確認する。 | □ □ |

| | |
|---|--|
| ●以下の項目について御確認ください。（施設の災害リスクや地域防災計画の位置づけの有無について、該当するところに○印を付けてください） | |
| ○ 施設の災害リスク | |
| ・ 洪水浸水想定区域 <div style="text-align: right;">【位置している(浸水深50cm以上)、位置している(浸水深50cm未満)、位置していない、わからない】</div> | |
| ・ 高潮浸水想定区域 <div style="text-align: right;">【位置している(浸水深50cm以上)、位置している(浸水深50cm未満)、位置していない、わからない】</div> | |
| ・ 土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域 <div style="text-align: right;">【土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)、位置していない、わからない】</div> ・ (土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域に位置している場合) 土砂災害の種類 <div style="text-align: right;">【急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)、土石流、地すべり、わからない】</div> | |
| ○ 施設の市町村地域防災計画への位置づけの有無 <div style="text-align: right;">【位置づけられている、位置づけられていない、わからない】</div> | |

※1) 上記4項目の点検が終了したら、施設から市区町村に点検終了の旨をお知らせください。
 ※2) 点検の結果、懸念事項がある場合は、当面の対応策について市区町村にご相談ください。

<国からの照会様式>

【調査票2-1】要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の進捗状況調査【洪水】【令和3年3月31日時点】

○水防法第15条の2に基づき地域防災計画に定められた要配慮者利用施設についてご回答ください。
○本調査で報告いただいた内容の一部は国交省のHP等で公表します。

水防法第15条の2に基づき、洪水時に円滑な避難が必要な施設が定められているかを回答ください。

洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(学校、社会福祉施設、医療施設)の施設数についてご回答ください。地域防災計画に位置づけの有り・無しは、J列以降になります。

地域防災計画に要配慮者利用施設が定められている場合、水防法第15条の2に基づき、洪水時に円滑な避難が必要な施設として定められた施設の数についてご回答ください。
注)2以上の分類に該当する施設が存在する場合、学校、社会福祉施設、医療施設それぞれの施設数の合計が必ずしも全体の施設数と一致する必

| 都道府県 | 市区町村 | 市区町村の特性 | | 総数 | 施設の種類 | | | 全体の進捗状況(地域防災計画) | | | 学校における進捗状況 | | | 社会福祉施設における進捗状況 | | | 医療施設における進捗状況 | | | 避難確保計画達成時期 |
|------|-------|-------------------|--------------------------|-----|-------|----------|--------|-----------------|---------------------|-----------------------|------------|---------------------|-----------------------|----------------|-------------------------|---------------------------|--------------|-----------------------|-------------------------|------------|
| | | 洪水浸水想定区域が指定されているか | 地域防災計画に要配慮者利用施設が定められているか | | (学校) | (社会福祉施設) | (医療施設) | 対象施設数【総数】 | 避難確保計画を作成済みの施設数【総数】 | 計画に基づく訓練を実施済みの施設数【総数】 | 対象施設数【学校】 | 避難確保計画を作成済みの施設数【学校】 | 計画に基づく訓練を実施済みの施設数【学校】 | 対象施設数【社会福祉施設】 | 避難確保計画を作成済みの施設数【社会福祉施設】 | 計画に基づく訓練を実施済みの施設数【社会福祉施設】 | 対象施設数【医療施設】 | 避難確保計画を作成済みの施設数【医療施設】 | 計画に基づく訓練を実施済みの施設数【医療施設】 | |
| 岩手県 | 盛岡市 | 指定されている | 定められている | 503 | 25 | 283 | 195 | 502 | 434 | 264 | 25 | 22 | 17 | 282 | 232 | 164 | 195 | 180 | 83 | R4.3 |
| 岩手県 | 宮古市 | 指定されている | 定められている | 7 | 0 | 7 | 0 | 7 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 大船渡市 | 指定されている | 定められている | 14 | 2 | 10 | 2 | 12 | 11 | 11 | 2 | 2 | 10 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | R4.3 |
| 岩手県 | 花巻市 | 指定されている | 定められている | 46 | 6 | 29 | 11 | 46 | 37 | 0 | 8 | 4 | 29 | 26 | 0 | 11 | 7 | 0 | 0 | R4.3 |
| 岩手県 | 北上市 | 指定されている | 定められている | 26 | 7 | 18 | 1 | 26 | 26 | 0 | 7 | 0 | 18 | 18 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 久慈市 | 指定されている | 定められている | 44 | 7 | 35 | 2 | 44 | 38 | 0 | 7 | 0 | 35 | 29 | 17 | 2 | 2 | 2 | 0 | R4.3 |
| 岩手県 | 遠野市 | 指定されていない | 定められていない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 一関市 | 指定されている | 定められている | 106 | 2 | 71 | 33 | 106 | 106 | 43 | 2 | 2 | 1 | 71 | 71 | 34 | 33 | 33 | 8 | R4.3 |
| 岩手県 | 陸前高田市 | 指定されている | 定められている | 6 | 1 | 4 | 1 | 6 | 5 | 3 | 1 | 1 | 0 | 4 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | R4.3 |
| 岩手県 | 釜石市 | 指定されている | 定められている | 46 | 4 | 35 | 7 | 46 | 36 | 0 | 4 | 4 | 35 | 28 | 0 | 7 | 4 | 0 | 0 | R4.3 |
| 岩手県 | 二戸市 | 指定されている | 定められていない | 3 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 未定 |
| 岩手県 | 八幡平市 | 指定されている | 定められている | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | R4.3 |
| 岩手県 | 奥州市 | 指定されている | 定められている | 104 | 9 | 74 | 21 | 104 | 91 | 70 | 9 | 6 | 74 | 66 | 53 | 21 | 16 | 11 | 11 | R4.3 |
| 岩手県 | 滝沢市 | 指定されていない | 定められていない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 紫石町 | 指定されている | 定められていない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 葛巻町 | 指定されている | 定められている | 10 | 4 | 4 | 2 | 10 | 8 | 8 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | R3.6 |
| 岩手県 | 岩手町 | 指定されている | 定められている | 6 | 0 | 6 | 0 | 6 | 6 | 6 | 0 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 紫波町 | 指定されている | 定められている | 16 | 3 | 9 | 4 | 16 | 16 | 16 | 3 | 3 | 9 | 9 | 9 | 4 | 4 | 4 | 4 | - |
| 岩手県 | 矢巾町 | 指定されている | 定められている | 31 | 0 | 31 | 0 | 31 | 31 | 31 | 0 | 0 | 31 | 31 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 西和賀町 | 指定されている | 定められていない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 金ヶ崎町 | 指定されている | 定められていない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 平泉町 | 指定されている | 定められている | 7 | 1 | 3 | 3 | 7 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | R4.3 |
| 岩手県 | 住田町 | 指定されている | 定められていない | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | R4.3 |
| 岩手県 | 大槌町 | 指定されている | 定められている | 20 | 2 | 11 | 7 | 20 | 6 | 6 | 2 | 1 | 11 | 3 | 3 | 7 | 2 | 2 | 2 | R4.3 |
| 岩手県 | 山田町 | 指定されている | 定められている | 7 | 0 | 6 | 1 | 7 | 4 | 4 | 0 | 0 | 6 | 4 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | R4.3 |
| 岩手県 | 岩泉町 | 指定されている | 定められている | 3 | 0 | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | - |
| 岩手県 | 田野畑村 | 指定されていない | 定められていない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 普代村 | 指定されていない | 定められていない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 軽米町 | 指定されている | 定められていない | 3 | 1 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | R4.3 |
| 岩手県 | 野田村 | 指定されていない | 定められていない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 九戸村 | 指定されている | 定められていない | 7 | 1 | 5 | 1 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | R4.3 |
| 岩手県 | 洋野町 | 指定されていない | 定められていない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 岩手県 | 一戸町 | 指定されている | 定められていない | 10 | 2 | 4 | 4 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | R4.3 |

令和4年3月に避難確保計画の作成率100%で掲げているため、真自治体の100%達成予定時期について、ご記入ください。
【例 R2.12】

達成予定時期を未定等と記入した自治体につきましては、目標を達成できない理由を記載してください。

<防災課照会様式>

別紙1

(調査様式)要配慮者利用施設での避難確保計画の策定状況

(令和3年1月31日現在)

| 区分 | 洪水浸水想定区域内の施設数 A | | | | | 土砂災害警戒区域内の施設数 B | | | | | 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の 施設数 C (A+B) | | | | |
|-------|--------------------|----|------|-----|------|--------------------|----|------|-----|-----|---------------------------------------|-----|------|-----|------|
| | 社会福祉 施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 | 社会福祉 施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 | 社会福祉 施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 |
| 盛岡市 | 283 | 25 | 195 | 0 | 503 | 15 | 3 | 1 | 0 | 19 | 298 | 28 | 196 | 0 | 522 |
| 宮古市 | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 | 41 | 11 | 2 | 0 | 54 | 48 | 11 | 2 | 0 | 61 |
| 大船渡市 | 10 | 2 | 2 | 0 | 14 | 21 | 14 | 4 | 0 | 39 | 31 | 16 | 6 | 0 | 53 |
| 花巻市 | 30 | 5 | 11 | 0 | 46 | 3 | 2 | 0 | 0 | 5 | 33 | 7 | 11 | 0 | 51 |
| 北上市 | 18 | 7 | 1 | 0 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 7 | 1 | 0 | 26 |
| 久慈市 | 35 | 7 | 2 | 0 | 44 | 10 | 3 | 0 | 0 | 13 | 45 | 10 | 2 | 0 | 57 |
| 遠野市 | 8 | 2 | 2 | 0 | 12 | 8 | 3 | 0 | 0 | 11 | 16 | 5 | 2 | 0 | 23 |
| 一関市 | 71 | 2 | 33 | 0 | 106 | 20 | 4 | 2 | 0 | 26 | 91 | 6 | 35 | 0 | 132 |
| 陸前高田市 | 4 | 1 | 1 | 0 | 6 | 11 | 3 | 0 | 0 | 14 | 15 | 4 | 1 | 0 | 20 |
| 釜石市 | 35 | 4 | 7 | 0 | 46 | 6 | 2 | 5 | 0 | 13 | 41 | 6 | 12 | 0 | 59 |
| 二戸市 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 9 | 5 | 0 | 0 | 14 | 12 | 5 | 0 | 0 | 17 |
| 八幡平市 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 奥州市 | 78 | 8 | 21 | 0 | 107 | 4 | 0 | 2 | 0 | 6 | 82 | 8 | 23 | 0 | 113 |
| 滝沢市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 雫石町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 葛巻町 | 4 | 4 | 2 | 0 | 10 | 4 | 3 | 2 | 0 | 9 | 8 | 7 | 4 | 0 | 19 |
| 岩手町 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 9 | 5 | 0 | 0 | 14 | 15 | 5 | 0 | 0 | 20 |
| 紫波町 | 10 | 2 | 4 | 0 | 16 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 13 | 2 | 4 | 0 | 19 |
| 矢巾町 | 31 | 0 | 0 | 0 | 31 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 | 36 | 0 | 0 | 0 | 36 |
| 西和賀町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 2 | 3 | 0 | 14 | 9 | 2 | 3 | 0 | 14 |
| 金ヶ崎町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平泉町 | 3 | 1 | 3 | 0 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 1 | 3 | 0 | 8 |
| 住田町 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 大槌町 | 4 | 1 | 2 | 0 | 7 | 6 | 0 | 2 | 0 | 8 | 10 | 1 | 4 | 0 | 15 |
| 山田町 | 6 | 0 | 1 | 0 | 7 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 | 11 | 0 | 1 | 0 | 12 |
| 岩泉町 | 7 | 4 | 1 | 0 | 12 | 8 | 5 | 2 | 0 | 15 | 15 | 9 | 3 | 0 | 27 |
| 田野畑村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普代村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 軽米町 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 野田村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 九戸村 | 5 | 1 | 1 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 1 | 1 | 0 | 7 |
| 洋野町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 | 1 | 0 | 10 | 3 | 6 | 1 | 0 | 10 |
| 一戸町 | 4 | 2 | 4 | 0 | 10 | 14 | 6 | 2 | 0 | 22 | 18 | 8 | 6 | 0 | 32 |
| 合計 | 665 | 78 | 293 | 0 | 1036 | 221 | 81 | 28 | 0 | 330 | 886 | 159 | 321 | 0 | 1366 |

【備考】
洪水、土砂両方の被害想定区域に位置している施設については、洪水、土砂いずれにも1施設として計上してください(=延べ施設数による管理となること)。
(理由)
施設管理者は、洪水、土砂いずれについても避難確保計画の中で行動計画を定める必要が生じるため。

| 区分 | 市町村防災計画で指定する施設数 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------------|----|------|-----|-----|-----------------|----|------|-----|-----|-----------|-----|------|-----|------|
| | 洪水浸水想定区域内の施設数 D | | | | | 土砂災害警戒区域内の施設数 E | | | | | 計 F (D+E) | | | | |
| | 社会福祉施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 | 社会福祉施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 | 社会福祉施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 |
| 盛岡市 | 285 | 25 | 195 | 0 | 505 | 15 | 3 | 1 | 0 | 19 | 300 | 28 | 196 | 0 | 524 |
| 宮古市 | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 | 9 | 4 | 1 | 0 | 14 | 16 | 4 | 1 | 0 | 21 |
| 大船渡市 | 10 | 2 | 0 | 0 | 12 | 17 | 11 | 1 | 0 | 29 | 27 | 13 | 1 | 0 | 41 |
| 花巻市 | 29 | 5 | 11 | 0 | 45 | 3 | 2 | 0 | 0 | 5 | 32 | 7 | 11 | 0 | 50 |
| 北上市 | 18 | 7 | 1 | 0 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 7 | 1 | 0 | 26 |
| 久慈市 | 33 | 7 | 2 | 0 | 42 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 | 35 | 9 | 2 | 0 | 46 |
| 遠野市 | 8 | 2 | 2 | 0 | 12 | 8 | 3 | 0 | 0 | 11 | 16 | 5 | 2 | 0 | 23 |
| 一関市 | 71 | 2 | 33 | 0 | 106 | 20 | 4 | 2 | 0 | 26 | 91 | 6 | 35 | 0 | 132 |
| 陸前高田市 | 3 | 1 | 1 | 0 | 5 | 9 | 3 | 0 | 0 | 12 | 12 | 4 | 1 | 0 | 17 |
| 釜石市 | 35 | 4 | 7 | 0 | 46 | 6 | 2 | 5 | 0 | 13 | 41 | 6 | 12 | 0 | 59 |
| 二戸市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 4 | 0 | 0 | 12 | 8 | 4 | 0 | 0 | 12 |
| 八幡平市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 奥州市 | 78 | 8 | 21 | 0 | 107 | 4 | 0 | 2 | 0 | 6 | 82 | 8 | 23 | 0 | 113 |
| 滝沢市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雫石町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 葛巻町 | 4 | 4 | 2 | 0 | 10 | 4 | 3 | 2 | 0 | 9 | 8 | 7 | 4 | 0 | 19 |
| 岩手町 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 9 | 5 | 0 | 0 | 14 | 15 | 5 | 0 | 0 | 20 |
| 紫波町 | 3 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 4 |
| 矢巾町 | 31 | 0 | 0 | 0 | 31 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 | 36 | 0 | 0 | 0 | 36 |
| 西和賀町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 2 | 3 | 0 | 14 | 9 | 2 | 3 | 0 | 14 |
| 金ヶ崎町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平泉町 | 3 | 1 | 3 | 0 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 1 | 3 | 0 | 8 |
| 住田町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大槌町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 山田町 | 6 | 0 | 1 | 0 | 7 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 | 11 | 0 | 1 | 0 | 12 |
| 岩泉町 | 7 | 4 | 1 | 0 | 12 | 8 | 5 | 2 | 0 | 15 | 15 | 9 | 3 | 0 | 27 |
| 田野畑村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普代村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 軽米町 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 野田村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 九戸村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 洋野町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 | 1 | 0 | 10 | 3 | 6 | 1 | 0 | 10 |
| 一戸町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 638 | 72 | 281 | 0 | 991 | 148 | 60 | 20 | 0 | 228 | 786 | 132 | 301 | 0 | 1219 |

【備考】

洪水、土砂両方の被害想定区域に位置している施設については、洪水、土砂いずれにも1施設として計上してください(=延べ施設数による管理となること)。

(理由)

施設管理者は、洪水、土砂いずれについても避難確保計画の中で行動計画を定める必要が生じるため。

| 区分 | 左記のうち避難計画策定施設数 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------------|----|------|-----|-----|-----------------|----|------|-----|-----|-----------|-----|------|-----|------|
| | 洪水浸水想定区域内の施設数 G | | | | | 土砂災害警戒区域内の施設数 H | | | | | 計 I (G+H) | | | | |
| | 社会福祉施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 | 社会福祉施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 | 社会福祉施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 |
| 盛岡市 | 233 | 22 | 180 | 0 | 435 | 8 | 3 | 0 | 0 | 11 | 241 | 25 | 180 | 0 | 446 |
| 宮古市 | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 | 9 | 4 | 1 | 0 | 14 | 16 | 4 | 1 | 0 | 21 |
| 大船渡市 | 9 | 2 | 0 | 0 | 11 | 16 | 9 | 1 | 0 | 26 | 25 | 11 | 1 | 0 | 37 |
| 花巻市 | 26 | 4 | 7 | 0 | 37 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 | 28 | 6 | 7 | 0 | 41 |
| 北上市 | 17 | 7 | 1 | 0 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 7 | 1 | 0 | 25 |
| 久慈市 | 29 | 7 | 2 | 0 | 38 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 | 30 | 9 | 2 | 0 | 41 |
| 遠野市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 一関市 | 69 | 2 | 32 | 0 | 103 | 19 | 4 | 2 | 0 | 25 | 88 | 6 | 34 | 0 | 128 |
| 陸前高田市 | 3 | 1 | 1 | 0 | 5 | 9 | 3 | 0 | 0 | 12 | 12 | 4 | 1 | 0 | 17 |
| 釜石市 | 28 | 4 | 4 | 0 | 36 | 3 | 2 | 4 | 0 | 9 | 31 | 6 | 8 | 0 | 45 |
| 二戸市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 3 | 0 | 0 | 11 | 8 | 3 | 0 | 0 | 11 |
| 八幡平市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 奥州市 | 70 | 7 | 16 | 0 | 93 | 3 | 0 | 1 | 0 | 4 | 73 | 7 | 17 | 0 | 97 |
| 滝沢市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雫石町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 葛巻町 | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 | 1 | 3 | 0 | 0 | 4 | 1 | 7 | 0 | 0 | 8 |
| 岩手町 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 9 | 5 | 0 | 0 | 14 | 15 | 5 | 0 | 0 | 20 |
| 紫波町 | 4 | 0 | 1 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 矢巾町 | 31 | 0 | 0 | 0 | 31 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 | 36 | 0 | 0 | 0 | 36 |
| 西和賀町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 2 | 3 | 0 | 14 | 9 | 2 | 3 | 0 | 14 |
| 金ヶ崎町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平泉町 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 住田町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大槌町 | 3 | 1 | 2 | 0 | 6 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4 | 5 | 1 | 4 | 0 | 10 |
| 山田町 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 岩泉町 | 7 | 4 | 1 | 0 | 12 | 8 | 5 | 2 | 0 | 15 | 15 | 9 | 3 | 0 | 27 |
| 田野畑村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普代村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 軽米町 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 野田村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 九戸村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 洋野町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一戸町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 547 | 66 | 247 | 0 | 860 | 122 | 49 | 16 | 0 | 187 | 669 | 115 | 263 | 0 | 1047 |

【備考】
 洪水、土砂両方の被害想定区域に位置している施設については、洪水、土砂いずれにも1施設として計上してください(=延べ施設数による管理となること)。
 (理由)
 施設管理者は、洪水、土砂いずれについても避難確保計画の中で行動計画を定める必要が生じるため。

| 区分 | 計画策定施設数のうち避難訓練実施予定施設数 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------------------|----|------|-----|-----|-----------------|----|------|-----|-----|-----------|----|------|-----|-----|
| | 洪水浸水想定区域内の施設数 J | | | | | 土砂災害警戒区域内の施設数 K | | | | | 計 L (J+K) | | | | |
| | 社会福祉施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 | 社会福祉施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 | 社会福祉施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 |
| 盛岡市 | 173 | 17 | 84 | 0 | 274 | 7 | 3 | 0 | 0 | 10 | 180 | 20 | 84 | 0 | 284 |
| 宮古市 | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 | 8 | 3 | 1 | 0 | 12 | 15 | 3 | 1 | 0 | 19 |
| 大船渡市 | 9 | 2 | 0 | 0 | 11 | 16 | 8 | 1 | 0 | 25 | 25 | 10 | 1 | 0 | 36 |
| 花巻市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 北上市 | 17 | 7 | 1 | 0 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 7 | 1 | 0 | 25 |
| 久慈市 | 17 | 4 | 2 | 0 | 23 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 | 18 | 6 | 2 | 0 | 26 |
| 遠野市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一関市 | 69 | 2 | 32 | 0 | 103 | 19 | 4 | 2 | 0 | 25 | 88 | 6 | 34 | 0 | 128 |
| 陸前高田市 | 3 | 1 | 1 | 0 | 5 | 9 | 3 | 0 | 0 | 12 | 12 | 4 | 1 | 0 | 17 |
| 釜石市 | 28 | 4 | 4 | 0 | 36 | 3 | 2 | 4 | 0 | 9 | 31 | 6 | 8 | 0 | 45 |
| 二戸市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 八幡平市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 奥州市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 滝沢市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雫石町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 葛巻町 | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 | 1 | 3 | 0 | 0 | 4 | 1 | 7 | 0 | 0 | 8 |
| 岩手町 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 9 | 5 | 0 | 0 | 14 | 15 | 5 | 0 | 0 | 20 |
| 紫波町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 矢巾町 | 31 | 0 | 0 | 0 | 31 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 | 36 | 0 | 0 | 0 | 36 |
| 西和賀町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金ヶ崎町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平泉町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住田町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大槌町 | 3 | 1 | 2 | 0 | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 | 1 | 2 | 0 | 8 |
| 山田町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 岩泉町 | 7 | 4 | 1 | 0 | 12 | 8 | 5 | 2 | 0 | 15 | 15 | 9 | 3 | 0 | 27 |
| 田野畑村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普代村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 軽米町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 野田村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 九戸村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 洋野町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一戸町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 370 | 46 | 127 | 0 | 543 | 90 | 38 | 10 | 0 | 138 | 460 | 84 | 137 | 0 | 681 |

【備考】
 洪水、土砂両方の被害想定区域に位置している施設については、洪水、土砂いずれにも1施設として計上してください(=延べ施設数による管理となること)。
 (理由)
 施設管理者は、洪水、土砂いずれについても避難確保計画の中で行動計画を定める必要が生じるため。

| 区分 | 策定割合(避難計画策定数I/区域内施設数C) | | | | | 策定割合(避難計画策定数I/防災計画指定施設数F) | | | | | 訓練割合(避難訓練実施数L/防災計画指定施設数I) | | | | | 備考 |
|-------|------------------------|--------|--------|-------|--------|---------------------------|--------|--------|-------|--------|---------------------------|--------|--------|-------|--------|--|
| | 社会福祉施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 | 社会福祉施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 | 社会福祉施設 | 学校 | 医療施設 | その他 | 計 | |
| | 盛岡市 | 80.9% | 89.3% | 91.8% | | 85.4% | 80.3% | 89.3% | 91.8% | | 85.1% | 74.7% | 80.0% | 46.7% | | |
| 宮古市 | 33.3% | 36.4% | 50.0% | | 34.4% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% | 個別事情により数式調整あり |
| 大船渡市 | 80.6% | 68.8% | 16.7% | | 69.8% | 92.6% | 84.6% | 100.0% | | 90.2% | 100.0% | 90.9% | 100.0% | | 97.3% | 両区分該当2施設 |
| 花巻市 | 84.8% | 85.7% | 63.6% | | 80.4% | 87.5% | 85.7% | 63.6% | | 82.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | | 0.0% | 両区分該当1施設 |
| 北上市 | 94.4% | 100.0% | 100.0% | | 96.2% | 94.4% | 100.0% | 100.0% | | 96.2% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% | |
| 久慈市 | 66.7% | 90.0% | 100.0% | | 71.9% | 85.7% | 100.0% | 100.0% | | 89.1% | 60.0% | 66.7% | 100.0% | | 63.4% | |
| 遠野市 | 18.8% | 20.0% | 0.0% | | 17.4% | 18.8% | 20.0% | 0.0% | | 17.4% | 0.0% | 0.0% | | | 0.0% | |
| 一関市 | 96.7% | 100.0% | 97.1% | | 97.0% | 96.7% | 100.0% | 97.1% | | 97.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% | |
| 陸前高田市 | 80.0% | 100.0% | 100.0% | | 85.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% | |
| 釜石市 | 75.6% | 100.0% | 66.7% | | 76.3% | 75.6% | 100.0% | 66.7% | | 76.3% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% | |
| 二戸市 | 66.7% | 60.0% | | | 64.7% | 100.0% | 75.0% | | | 91.7% | 0.0% | 0.0% | | | 0.0% | 洪水浸水想定区域の新規指定、及び土砂災害警戒区域の新規指定予定があることから、対象施設数の増加が見込まれる。 |
| 八幡平市 | 50.0% | 100.0% | | | 66.7% | 100.0% | 100.0% | | | 100.0% | 0.0% | 0.0% | | | 0.0% | |
| 奥州市 | 89.0% | 87.5% | 73.9% | | 85.8% | 89.0% | 87.5% | 73.9% | | 85.8% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | | 0.0% | 訓練実施状況:令和3年度の 実施について調査を行っていない。 |
| 滝沢市 | 0.0% | | | | 0.0% | | | | | | | | | | | |
| 雫石町 | 100.0% | | | | 100.0% | 100.0% | | | | 100.0% | 100.0% | | | | 100.0% | |
| 葛巻町 | 12.5% | 100.0% | 0.0% | | 42.1% | 12.5% | 100.0% | 0.0% | | 42.1% | 100.0% | 100.0% | | | 100.0% | |
| 岩手町 | 100.0% | 100.0% | | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | 100.0% | 100.0% | | | | 100.0% | |
| 紫波町 | 30.8% | 0.0% | 25.0% | | 26.3% | 133.3% | | 100.0% | | 125.0% | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | |
| 矢巾町 | 100.0% | | | | 100.0% | 100.0% | | | | 100.0% | 100.0% | | | | 100.0% | |
| 西和賀町 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | | 0.0% | |
| 金ヶ崎町 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平泉町 | 50.0% | 100.0% | 0.0% | | 37.5% | 50.0% | 100.0% | 0.0% | | 37.5% | 0.0% | 0.0% | | | 0.0% | |
| 住田町 | 0.0% | | | | 0.0% | | | | | | | | | | | |
| 大槌町 | 50.0% | 100.0% | 100.0% | | 66.7% | | | | | | 100.0% | 100.0% | 50.0% | | 80.0% | 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の新規指定を予定していることから、対象施設数の増加が見込まれる。 |
| 山田町 | 54.5% | | 0.0% | | 50.0% | 54.5% | | 0.0% | | 50.0% | 0.0% | | | | 0.0% | |
| 岩泉町 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% | |
| 田野畑村 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普代村 | | 0.0% | | | 0.0% | | | | | | | | | | | |
| 軽米町 | 100.0% | | | | 100.0% | 100.0% | | | | 100.0% | 0.0% | | | | 0.0% | |
| 野田村 | | 0.0% | | | 0.0% | | | | | | | | | | | |
| 九戸村 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | | 0.0% | | | | | | | | | | | |
| 洋野町 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | | 0.0% | 0.0% | 0.0% | | | 0.0% | | | | | | |
| 一戸町 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | | 0.0% | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 75.5% | 72.3% | 81.9% | | 76.6% | 85.1% | 87.1% | 87.4% | | 85.9% | 68.8% | 73.0% | 52.1% | | 65.0% | |

【備考】
 洪水、土砂両方の被害想定区域に位置している施設については、洪水、土砂いずれにも1施設として計上してください(=延べ施設数による管理となること)。
 (理由)
 施設管理者は、洪水、土砂いずれについても避難確保計画の中で行動計画を定める必要が生じるため。

資料 8

県からの連絡事項

各種データの確認方法について

各種データの確認方法について

現5ヶ年計画において、水位計やカメラの設置などを行ってきました。既にご承知のことと思いますが、出水期前の確認ということで改めて周知させていただきます。

1 岩手県河川情報システム（岩手県）

岩手県河川情報システムでは、雨量情報、水位情報、カメラ画像等を確認することが可能です。操作方法については、以下に記載のとおりです。

また、確認するポイントについても併せて記載していますので、業務の参考としてください。

岩手県河川情報システム 河川の水位、雨量、ダム水位、河川のカメラ画像を提供しています。

①水位情報
最寄りの河川の水位を確認できます。避難判断水位や、氾濫危険水位と比較して、避難準備や、避難行動を行う目安としてください。

②雨量情報
降雨量を確認できます。今後のどの程度水位が上昇するかの目安としてください。

③カメラ画像
リアルタイムで河川の状況を確認できます。水位情報と併せて確認し、避難準備や避難行動を行う目安としてください。

河川監視カメラ 河川情報システムから、河川の状況をリアルタイムで確認することができます。

カメラ画像の確認方法
(箇所別表示)

①カメラ画像を選択する。

②確認したい地区を選択する。

③確認したい観測所を選択する。

確認するポイントは？

A 平常時の画像と見比べ、橋や護岸などを目印に増水状況を確認しましょう。

B 近傍に設置されている水位計の情報を確認しましょう。

※水位計の表示間隔は 1時間と10分で切り替えられます。

2 川の水位情報（一財河川情報センター）

川の水位情報では、危機管理型水位計の情報や、従来型水位計の情報、カメラ画像等を確認することが可能です。操作方法については、以下に記載のとおりです。

危機管理型水位計

●水位情報の確認方法



①地図上でスクロールし、確認したい位置を拡大します。そして、水位計のアイコンを選択します。

●カメラ画像の確認方法



②地図上でスクロールし、確認したい位置を拡大します。そして、カメラのアイコンを選択します。

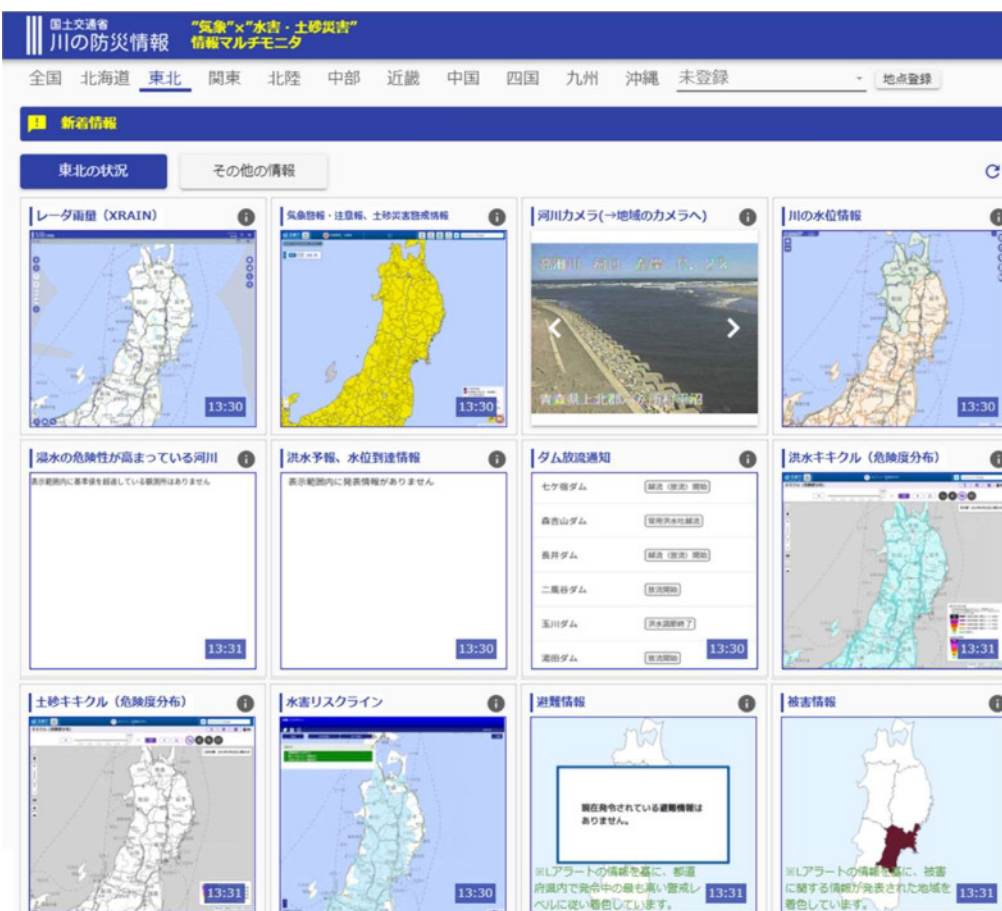
国土交通省が運営している「川の水位情報」から、身近な河川の水位情報とカメラ画像を確認できます。

川の水位情報HP
(<https://k.river.go.jp/>)



3 川の防災情報（国土交通省）

川の防災情報では、気象情報、水害・土砂災害情報等を一元的に集約し概況を一目で確認可能です。市町村を登録することで、自らの地域の情報にすぐにアクセスできます。



The screenshot shows the '川の防災情報' (River Disaster Information) website. The top navigation bar includes '全国', '北海道', '東北', '関東', '北陸', '中部', '近畿', '中国', '四国', '九州', '沖縄', and '未登録'. The main content area is titled '新着情報' (New Information) and '東北の状況' (Tohoku Status). It features a grid of 12 monitoring panels:

- レーダー雨量 (XRAIN): Radar rainfall map.
- 気象警報・注意報、土砂災害警戒情報: Weather warnings and landslide disaster watch information.
- 河川カメラ(→地域のカメラへ): River camera feeds.
- 川の水位情報: River water level information map.
- 浸水の危険性が高まっている河川: Rivers with high risk of flooding.
- 洪水予報、水位到達情報: Flood forecasts and water level arrival information.
- ダム放流通知: Dam discharge notifications.
- 洪水キキクル (危険度分布): Flood risk distribution map.
- 土砂キキクル (危険度分布): Landslide risk distribution map.
- 水害リスクライン: Water damage risk lines.
- 避難情報: Evacuation information.
- 被害情報: Damage information.

資料 9

県からの連絡事項

タイムラインの修正について

府政防第600号
消防災第63号
令和3年5月10日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

消 防 庁 次 長

（ 公 印 省 略 ）

災害対策基本法等の一部を改正する法律について

本日、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号。以下「改正法」という。）が公布され、一部の規定を除き、令和3年5月20日から施行されることとなりました。また、改正法の公布に併せて、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和3年政令第153号。以下「整備令」という。）及び災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第30号。以下「改正府令」という。）が公布され、改正法と同日（令和3年5月20日）に施行することとなりました。

貴職におかれましては、下記の改正内容を御理解の上、今後の防災対策の推進に万全を期するとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記中の条文番号は特に断りがない限り、改正法による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）、整備令による改正後の災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「令」という。）又は改正府令による改正後の災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「規則」という。）のものです。

記

第一 法改正の経緯

甚大な災害をもたらした令和元年東日本台風（台風第19号）等においては、避難勧告、避難指示の区別等、行政による避難情報が分かりにくいという課題が顕在化したことに加え、避難しなかった又は避難が遅れたことによる被災、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、高齢者等の被災等も多数発生したため、防災対策実行会議の下に新たに「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置された。

当該ワーキンググループの報告（令和2年3月）においては、令和2年度梅雨期までに実施すべき対策を示すとともに、令和2年度も引き続き検討を行うべき事項として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定される避難勧告及び避難指示の取扱い、高齢者等の避難の実効性確保、広域避難（災害発生のおそれがある段階における市町村又は都道府県の区域を越えた居住者等の避難）等が挙げられた。

このため、令和2年度も引き続き検討を行うべきものとされた事項については、令和2年6月より開催している「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」において検討が進められ、各報告書がとりまとめられたことを踏まえ、これらの検討課題に対応するため、今般の法改正を行うに至ったものである。

第二 改正法等の趣旨及び主な内容

I 災害対策基本法の一部改正

1. 避難勧告・避難指示の一本化等

（1）避難勧告と避難指示の避難指示への一本化等（法第60条第1項等関係）

避難勧告で避難すべきであることが理解されていないこと、避難勧告と避難指示の違いが理解されておらず、避難指示が発令されるまで避難しない、いわゆる「指示待ち」の人が依然として多いこと、市町村長に対し実施したアンケート結果等を踏まえ、避難勧告と避難指示を避難指示へ一本化することとしたものである。また、例えば、浸水想定区域内のマンション低層階や平屋に居住する者等の「必要と認める居住者等」に発令することができるよう、すなわち上層階の居住者等に対し必ずしも立退きを指示しないことが可能となるよう避難指示の対象を「必要と認める地域の必要と認める居住者等」

とすることとしたものである。

(2) 緊急安全確保措置の指示（法第60条第3項等関係）

避難勧告と避難指示の一本化に併せ、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、状況が切迫していることを伝え、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示できるようにすることとしたものである。

(3) 警報の伝達及び警告を行うに当たっての配慮（法第56条第2項関係）

高齢者や障害者等の要配慮者については、災害発生前における程度の時間的余裕を持って避難を開始することが重要であることから、要配慮者に対して、予想される災害の事態等の通知又は警告をするに当たっては、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をすることとしたものである。

2. 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画（法第49条の14から第49条の17まで関係）

避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者等をあらかじめ定める個別避難計画の作成について、地方公共団体の取組を一層促進する必要があることから、その作成を市町村の努力義務とするとともに、個別避難計画の作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び今国会に提出されている「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」による改正後の個人情報保護法との関係を整理の上、規定を設けることとしたものである。

3. 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置及び広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

- (1) 災害が発生するおそれがある段階における特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の設置（法第23条の3、第24条及び第28条の2関係）

気象庁による特別警報の発表を行う可能性がある旨の発表等を災害対応に最大限活かし、災害発生前であっても、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって迅速に住民等の早期避難等の災害応急対策を実施できるよう、災害が発生するおそれ段階からこれら関係者との総合調整、指示等を行う国の災害対策本部を設置できることとしたものである。

- (2) 広域避難の協議等及び居住者等の運送（法第61条の4から第61条の8まで関係）

平常時における地方公共団体間や地方公共団体と運送事業者間の協定締結の促進を図りつつも、災害が発生するおそれがある段階における広域避難等の円滑な実施を確保するため、広域避難の協議や居住者等の運送の要請ができるよう規定を整備することとし、また、市町村長や都道府県知事が適当な協議の相手方を見つけられない場合等において、円滑かつ迅速な広域避難の実施に支障が生じないように、都道府県知事又は内閣総理大臣による助言規定を設けたものである。

- (3) 地方公共団体間等の応援の要求（法第67条、第68条及び第74条から第74条の4まで関係）

改正法による広域避難の協議の規定等の整備に併せ、大規模な災害発生前の対応について万全を期すため、現行の災害対策基本法において、災害が発生した場合において適用できることとされている、市町村間及び市町村と都道府県間、都道府県間、これらの応援の円滑な実施のための国による調整並びに都道府県と指定行政機関等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能としたものである。

- (4) 施策における防災上の配慮等（法第8条第1項関係）

改正法により、広域避難の協議等の規定が設けられることに伴い、また、広域避難の実施に当たっては平常時からの検討及び関係機関との協定の締結が効果的かつ重要であることから、国及び地方公共団体が、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、実施に努めなければならない事項として広域避難の協定の締結に関する事項を追加することとしたものである。

- (5) 地域防災計画（法第40条第3項及び第42条第4項関係）

改正法により、広域避難の協議等や災害が発生するおそれがある段階での応援の要求等の規定が設けられることを踏まえ、地方公共団体における地域防災計画の作成に当たっても、災害が発生するおそれがある段階での円滑な受援又は応援についても配慮することとしたものである。

(6) 災害予防（法第46条第1項関係）

改正法により、広域避難の協議等や災害が発生するおそれがある段階での応援の要求等の規定が設けられることを踏まえ、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする災害予防の事項として、災害が発生するおそれがある場合の相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項を追加することとしたものである。

4. 非常災害対策本部長の内閣総理大臣への変更及び特定災害対策本部の新設

(1) 非常災害対策本部長の内閣総理大臣への変更（法第25条及び第28条関係）

法律上、内閣総理大臣を非常災害対策本部の本部長、関係閣僚を非常災害対策本部の構成員とし、さらに本部長に關係指定行政機関の長への指示権限を付与することなどにより、迅速性及高度な判断・調整が求められる災害応急対策について、その実施体制を強化することとしたものである。

(2) 特定災害対策本部の新設（法第23条の3から第23条の7まで関係）

政府の災害対策の実施体制を強化するべく、非常災害に至らない規模の災害であって、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、地域の状況等の事情を勘案して災害応急対策を推進するため特別の必要がある特定災害については、当該災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災担当大臣等を本部長とする特定災害対策本部を設置できることとしたものである。

(2) 費用負担（法第95条関係）

特定災害対策本部長の指示に基づき地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができることとしたものである。

(3) 罰則（法第113条及び第115条関係）

特定災害対策本部が設置された場合に指定行政機関の長の権限の委任を受けた職員が行う保管命令、報告徴収及び立入検査等に係る罰則について措置することとしたものである。

5. 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

- (1) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加（法第12条第5項関係）
政府の防災体制の強化に向け、災害発生時のみならず、防災基本計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議等、平常時における防災対策の立案についても、大規模災害発生時の初動時の知見を持つ内閣危機管理監の知見を踏まえたものとするため、法に規定する中央防災会議の委員として、新たに内閣危機管理監を加えることとしたものである。

II 災害救助法の一部改正関係

- (1) 災害が発生するおそれがある段階での救助法による救助（救助法第1条から第2条の3まで、第4条、第11条、第13条、第17条及び第30条関係）

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置した場合において、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、当該本部の所管区域とされた市町村（以下「本部所管区域市町村」という。）の区域内において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）を適用することを可能とし、当該都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり現に救助を必要とする者に対しても救助を行うことができることとするとともに、これらの救助について国庫負担の対象とすることとしたものである。

また、災害発生の際における救助と、発生するおそれがある段階における救助について、適用の関係を明確にするとの観点から、救助法を適用する場合における都道府県知事等による公示に関する規定についても整備することとしたものである。

なお、災害が発生するおそれがある段階での救助を救助法上に追加することに併せ、救助法の目的規定や都道府県知事による連絡調整規定、事務処理の特例、繰替支弁規定等についても改正を行ったものである。

III 内閣府設置法の一部改正関係

(1) 防災担当大臣の必置化（内閣府設置法第9条の2関係）

頻発化する大規模災害に適切に対応し、国民の安全の確保に政府一体として取り組むため、防災分野を掌理する特命担当大臣について、内閣府設置法上必置とし、政府の防災体制について組織面での一層の強化を図ることとしたものである。

IV その他

(1) 施行期日（改正法附則第1条関係）

近年、災害が大規模化・頻発化する中、通常5月～10月にかけては、梅雨や台風等の風水害への備えが不可欠であり、特に改正後の避難情報の運用については、令和3年梅雨期までに開始をすることが望ましく、できる限り早期に施行する必要があることから、施行期日は令和3年5月20日とした。

(2) 令の改正（令第3条、第42条及び第43条等関係）

令については、改正法による法及び救助法の改正を踏まえ必要となる、中央防災会議の委員の定数を改める等の改正を整備令により行うこととしたものである。

また、併せてその他の関係政令についても改正法による法及び救助法等の改正を踏まえ必要となる改正を整備令により行うこととしたものである。

(3) 規則の改正（規則第1条の7の2及び第2条の3関係）

規則については、第二のIの3.(2)により新設される広域避難の協議等の規定における「内閣府令で定める者」を規定することとしたものである。

また、福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化できる制度を創設することが適当であるという「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」の最終とりまとめ等を受け、福祉避難所を含む指定避難所の公示事項を明確化することとしたものである。

以 上

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府で撮影)

2) 個別避難計画 (仮称) (※) の作成

※ 避難行動要支援者 (高齢者、障害者等) ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>

避難行動要支援者名簿 (平成25年に作成義務化) は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち高齢者 (65歳以上) が占める割合
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画**について、**市町村に作成を努力義務化**。

(任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約12%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約50%)

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付け情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ



3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難 (広域避難) させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

② 災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置 (※)

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○ 広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

閣議決定：令和3年3月上旬予定 施行期日：公布から1ヶ月以内の政令で定める日

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

| 警戒レベル | 新たな避難情報等 | | これまでの避難情報等 |
|--------------------------|---|----------------------------------|--------------------------|
| 5 |  災害発生 又は切迫 | きんぎゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1 | 災害発生情報 (発生を確認したときに発令) |
| ~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~ | | | |
| 4 |  災害の おそれ高い | ひなんしじ 避難指示 ※2 | ・避難指示(緊急) ・避難勧告 |
| 3 |  災害の おそれあり | こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※3 | 避難準備・ 高齢者等避難開始 |
| 2 |  気象状況悪化 | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) |
| 1 |  今後気象状況 悪化のおそれ | 早期注意情報 (気象庁) | 早期注意情報 (気象庁) |

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません!

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

タイムラインの修正について

1 現状

昨年度依頼をさせていただいたタイムラインについては、各市町村の皆様の御協力により、全ての水位周知河川においてタイムラインを作成することができ、目標を達成することが出来ました。御協力いただきましてありがとうございました。

2 タイムラインの修正

令和3年3月5日に災害対策基本法改正案が閣議決定され、大雨時に住民の円滑な避難を促すため、市町村が発令する避難情報を避難勧告、避難指示（緊急）から避難指示に一本化することとなりました。今国会で今回の法改正に併せ、防災情報を5段階に分類する大雨・洪水警戒レベルを改定し、今年の梅雨時期からの運用を開始する予定とのことです。

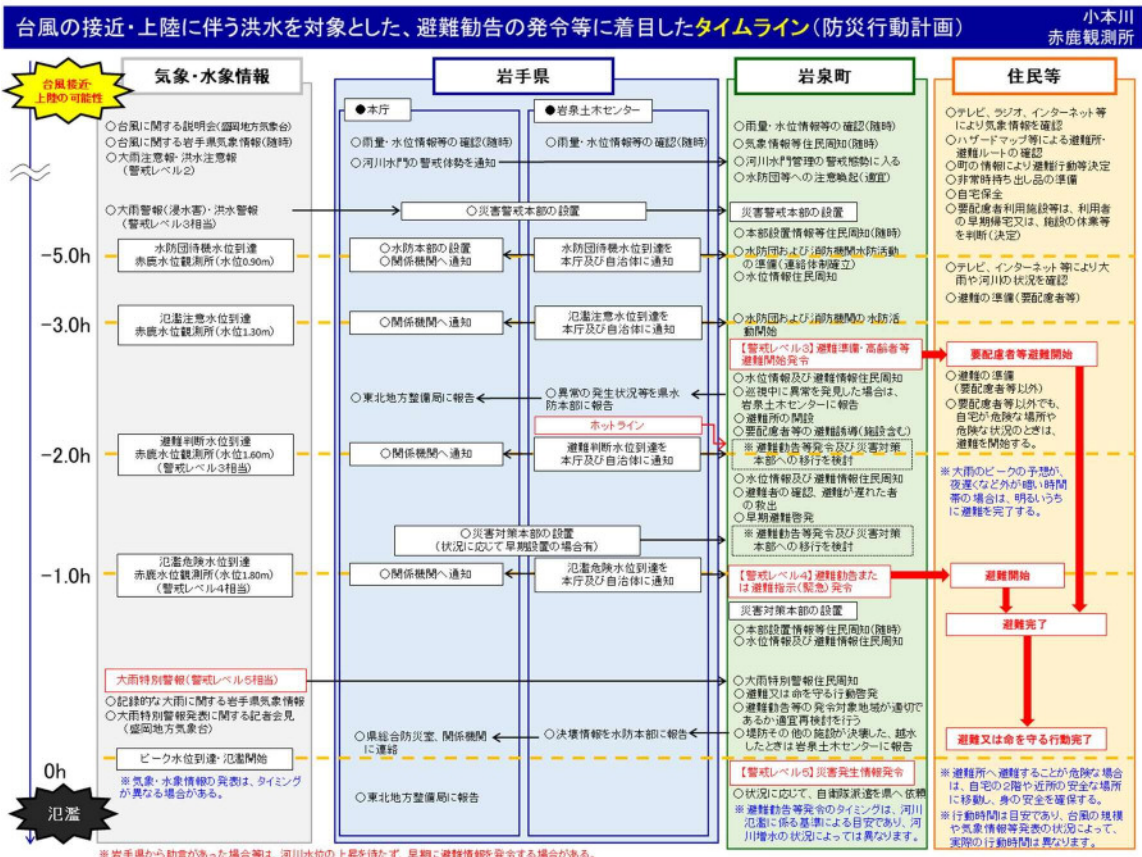
このことから、タイムラインを順次修正していく必要がありますので、適宜見直しを行っていただければと思います。

今後、河川課でも策定の支援を行いますので、策定にあたっての確認事項等がありましたらご相談ください。

3 その他

新たに水位周知河川に指定される河川については、タイムライン作成に向けた検討を進めていただき、可能な限り早期にタイムラインの作成をお願いします。

なお、既にタイムラインを作成済みの市町村・河川においては、災害時における運用結果や水防訓練等を踏まえて、タイムラインの見直しが必要となった場合は、県河川課まで連絡をお願いします。



資料 10

県からの連絡事項

事前放流の取組について

令和2年5月29日
東北地方整備局

既存ダムの洪水調節機能強化に向け「治水協定」を締結 ～ダムの水害対策に使える容量が1.5倍に～

東北地方整備局は、令和元年12月12日に定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」※別紙を踏まえ、1級河川12水系にあるダムの関係機関（河川・ダム管理者と関係利水者）と「治水協定」を締結しました。

治水協定の締結により、東北地方整備局管内のダムにおいて水害対策に使える容量は、これまでのおよそ1.5倍となります。

今後、ダム関係機関と連携し、これからの出水期に備えます。

【治水協定の概要】

- 治水協定は、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、東北地方整備局管内の1級河川12水系毎に、148基のダムで締結しました（県別、水系別の治水協定を締結したダム一覧を参照）。
- 治水協定には、大雨が予想された場合、あらかじめダムの水位を低下させる「事前放流」（別紙を参照）の実施方針等が示されています（治水協定一覧を参照）。
- 東北地方整備局管内の1級河川12水系にある多目的ダムは、全63基で10億8,900万 m^3 の水害対策に使える容量を有しています。
- このたび、利水者の協力により、多目的ダムに利水ダムを加えた全148基のダムで新たに4億8,000万 m^3 の水害対策に使える容量が確保されました。

<発表記者会> 青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

《問い合わせ先》 ◎：主たる問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局

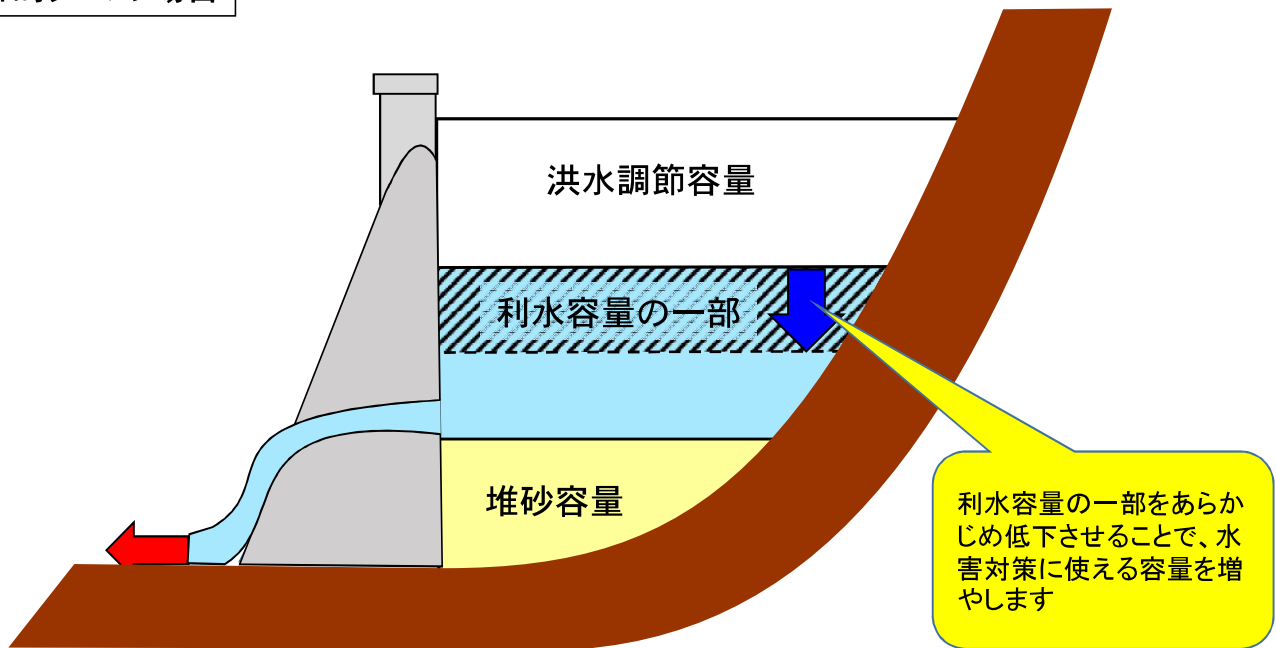
仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 電話（代）：022(225)2171 FAX:022(225)6094

河川計画課 課長 栗原 太郎（内線：3611）
◎河川計画課 課長補佐 沢田 健（内線：3619）

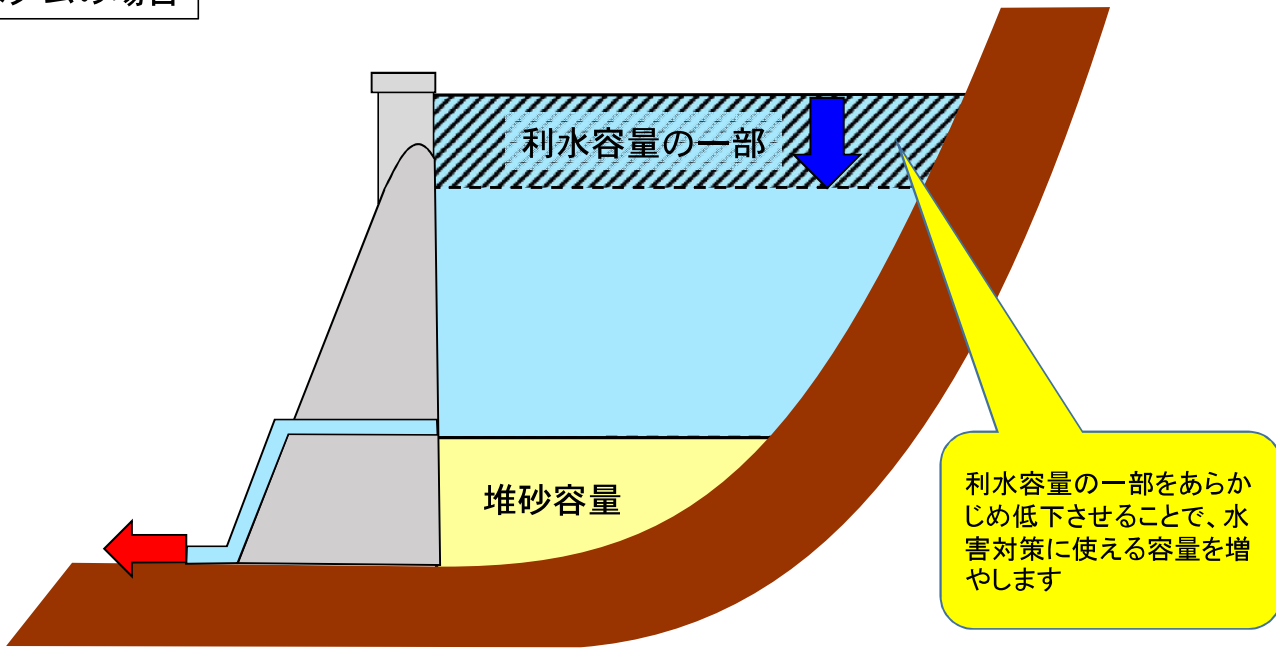
「事前放流」について

別紙

多目的ダムの場合



利水ダムの場合



※「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」とは

記録的豪雨災害となった昨年の台風第19号や平成30年7月豪雨等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとした「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が昨年12月12日に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」で定められました。

治水協定一覽

| 協定名 | 県名 | 協定締結日 |
|--------------------|---------|-----------|
| 阿武隈川水系（阿武隈川下流）治水協定 | 宮城県 | 令和2年5月29日 |
| 阿武隈川水系（阿武隈川上流）治水協定 | 福島県 | 令和2年5月29日 |
| 名取川水系治水協定 | 宮城県 | 令和2年5月29日 |
| 鳴瀬川水系治水協定 | 宮城県 | 令和2年5月29日 |
| 北上川水系（北上川下流）治水協定 | 宮城県 | 令和2年5月29日 |
| 北上川水系（北上川上流）治水協定 | 岩手県 | 令和2年5月29日 |
| 馬淵川水系治水協定 | 青森県・岩手県 | 令和2年5月29日 |
| 高瀬川水系治水協定 | 青森県 | 令和2年5月29日 |
| 岩木川水系治水協定 | 青森県 | 令和2年5月29日 |
| 米代川水系治水協定 | 秋田県・岩手県 | 令和2年5月29日 |
| 雄物川水系治水協定 | 秋田県 | 令和2年5月29日 |
| 子吉川水系治水協定 | 秋田県 | 令和2年5月29日 |
| 最上川水系治水協定 | 山形県 | 令和2年5月29日 |
| 赤川水系治水協定 | 山形県 | 令和2年5月29日 |

治水協定を締結したダム一覧(県別1/2)

| ダム名 | 水系 | 河川名 | 管理者 | ●:多目的ダム ○:利水ダム | 所在県 |
|--------|------|-------|---------------------|-------------------|-----|
| 夏坂 | 馬淵川 | 熊原川 | 青森県 | ○ | 青森県 |
| 花木 | 馬淵川 | 杉倉川 | 青森県 | ○ | 青森県 |
| 天間 | 高瀬川 | 坪川 | 青森県 | ○ | 青森県 |
| 作田 | 高瀬川 | 作田川 | 青森県 | ○ | 青森県 |
| 和田 | 高瀬川 | 高瀬川 | 青森県 | ○ | 青森県 |
| 浅瀬石川 | 岩木川 | 浅瀬石川 | 東北地方整備局 | ● | 青森県 |
| 津軽 | 岩木川 | 岩木川 | 東北地方整備局 | ● | 青森県 |
| 遠部 | 岩木川 | 平川 | 青森県 | ● | 青森県 |
| 飯詰 | 岩木川 | 飯詰川 | 青森県 | ● | 青森県 |
| 久吉 | 岩木川 | 津刈川 | 青森県 | ● | 青森県 |
| 早瀬野 | 岩木川 | 虹貝川 | 青森県 | ○ | 青森県 |
| 小田川 | 岩木川 | 小田川 | 青森県 | ○ | 青森県 |
| 浪岡 | 岩木川 | 王余魚沢川 | 青森県 | ○ | 青森県 |
| 二庄内 | 岩木川 | 二庄内川 | 青森県 | ○ | 青森県 |
| 新小戸六 | 岩木川 | 山田川 | 青森県 | ○ | 青森県 |
| 相馬 | 岩木川 | 作沢川 | 青森県 | ○ | 青森県 |
| 本郷 | 岩木川 | 本郷川 | 浪岡川土地改良区 | ○ | 青森県 |
| 青森県 合計 | | | | 17ダム | |
| 四十四田 | 北上川 | 北上川 | 東北地方整備局 | ● | 岩手県 |
| 田瀬 | 北上川 | 猿ヶ石川 | 東北地方整備局 | ● | 岩手県 |
| 湯田 | 北上川 | 和賀川 | 東北地方整備局 | ● | 岩手県 |
| 御所 | 北上川 | 雫石川 | 東北地方整備局 | ● | 岩手県 |
| 胆沢 | 北上川 | 胆沢川 | 東北地方整備局 | ● | 岩手県 |
| 遠野 | 北上川 | 来内川 | 岩手県 | ● | 岩手県 |
| 綱取 | 北上川 | 中津川 | 岩手県 | ● | 岩手県 |
| 入畑 | 北上川 | 夏油川 | 岩手県 | ● | 岩手県 |
| 早池峰 | 北上川 | 稗貫川 | 岩手県 | ● | 岩手県 |
| 遠野第二 | 北上川 | 来内川 | 岩手県 | ● | 岩手県 |
| 石羽根 | 北上川 | 和賀川 | 東北自然エネルギー(株) | ○ | 岩手県 |
| 外山 | 北上川 | 外山川 | 東北電力(株) | ○ | 岩手県 |
| 山王海 | 北上川 | 滝名川 | 岩手県 | ○ | 岩手県 |
| 豊沢 | 北上川 | 豊沢川 | 岩手県 | ○ | 岩手県 |
| 岩洞 | 北上川 | 丹藤川 | 岩手県企業局 | ○ | 岩手県 |
| 葛丸 | 北上川 | 葛丸川 | 岩手県 | ○ | 岩手県 |
| 相川 | 北上川 | 相川 | 藤沢土地改良区 | ○ | 岩手県 |
| 金越沢 | 北上川 | 黄海川 | 一関市 | ○ | 岩手県 |
| 衣川1号 | 北上川 | 衣川 | 奥州市 | ○ | 岩手県 |
| 鶯宿 | 北上川 | 鶯宿川 | 雫石町 | ○ | 岩手県 |
| 煙山 | 北上川 | 岩崎川 | 矢巾町 | ○ | 岩手県 |
| 外榊沢 | 北上川 | 外榊沢川 | 雫石町 | ○ | 岩手県 |
| レン滝 | 北上川 | 南畑川 | 雫石町 | ○ | 岩手県 |
| 矢櫃 | 北上川 | 矢櫃川 | 雫石町 | ○ | 岩手県 |
| 衣川2号 | 北上川 | 南股川 | 奥州市 | ○ | 岩手県 |
| 衣川3号 | 北上川 | 北沢川 | 奥州市 | ○ | 岩手県 |
| 衣川4号 | 北上川 | 三沢川 | 奥州市 | ○ | 岩手県 |
| 衣川5号 | 北上川 | 滝の沢川 | 奥州市 | ○ | 岩手県 |
| 千松 | 北上川 | 二股川 | 藤沢土地改良区 | ○ | 岩手県 |
| 大志田 | 馬淵川 | 平糠川 | 二戸市、一戸町 | ○ | 岩手県 |
| 荒沢1号 | 馬淵川 | 安比川 | 八幡平市 | ○ | 岩手県 |
| 荒沢2号 | 馬淵川 | 鍋越川 | 八幡平市 | ○ | 岩手県 |
| 荒沢3号 | 馬淵川 | 白沢川 | 八幡平市 | ○ | 岩手県 |
| 根石 | 米代川 | 根石川 | 八幡平市 | ○ | 岩手県 |
| 岩手県 合計 | | | | 34ダム | |
| 七ヶ宿 | 阿武隈川 | 白石川 | 東北地方整備局 | ● | 宮城県 |
| 村田 | 阿武隈川 | 荒川 | 村田町 | ○ | 宮城県 |
| 川原子 | 阿武隈川 | 川原子沢川 | 白石市 | ○ | 宮城県 |
| 釜房 | 名取川 | 碓石川 | 東北地方整備局 | ● | 宮城県 |
| 大倉 | 名取川 | 大倉川 | 宮城県 | ● | 宮城県 |
| 樽水 | 名取川 | 樽田川 | 宮城県 | ● | 宮城県 |
| 青下第1 | 名取川 | 青下川 | 仙台市水道局 | ○ | 宮城県 |
| 青下第2 | 名取川 | 青下川 | 仙台市水道局 | ○ | 宮城県 |
| 青下第3 | 名取川 | 青下川 | 仙台市水道局 | ○ | 宮城県 |
| 愛子 | 名取川 | 齊勝川 | 仙台市 | ○ | 宮城県 |
| 漆沢 | 鳴瀬川 | 鳴瀬川 | 宮城県 | ● | 宮城県 |
| 南川 | 鳴瀬川 | 南川 | 宮城県 | ● | 宮城県 |
| 宮床 | 鳴瀬川 | 宮床川 | 宮城県 | ● | 宮城県 |
| 二ツ石 | 鳴瀬川 | 二ツ石川 | 宮城県 | ○ | 宮城県 |
| 孫沢 | 鳴瀬川 | 孫沢川 | 鳴瀬川沿岸土地改良区 | ○ | 宮城県 |
| 花川 | 鳴瀬川 | 花川 | 色麻町外1市1ヶ村花川ダム管理組合 | ○ | 宮城県 |
| 嘉太神 | 鳴瀬川 | 吉田川 | 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合 | ○ | 宮城県 |
| 牛野 | 鳴瀬川 | 善川 | 大衡村外1町牛野ダム管理組合 | ○ | 宮城県 |
| 鳴子 | 北上川 | 江合川 | 東北地方整備局 | ● | 宮城県 |
| 花山 | 北上川 | 迫川 | 宮城県 | ● | 宮城県 |
| 化女沼 | 北上川 | 長者川 | 宮城県 | ● | 宮城県 |
| 荒砥沢 | 北上川 | 二迫川 | 宮城県 | ● | 宮城県 |
| 上大沢 | 北上川 | 上大沢川 | 宮城県 | ● | 宮城県 |
| 小田 | 北上川 | 長崎川 | 宮城県 | ● | 宮城県 |
| 長沼 | 北上川 | 迫川 | 宮城県 | ● | 宮城県 |
| 菅生 | 北上川 | 小山田川 | 小山田川沿岸土地改良区 | ○ | 宮城県 |
| 宿の沢 | 北上川 | 宿の沢川 | 小山田川沿岸土地改良区 | ○ | 宮城県 |
| 岩堂沢 | 北上川 | 岩堂沢 | 宮城県 | ○ | 宮城県 |
| 栗駒 | 北上川 | 三迫川 | 宮城県 | ○ | 宮城県 |
| 宮城県 合計 | | | | 29ダム | |

治水協定を締結したダム一覧（二級水系）

| ダム名 | 水系 | 河川名 | 管理者 | 協定締結日 |
|-------|------|------|----------|----------|
| 鷹生ダム | 盛川 | 鷹生川 | 岩手県県土整備部 | R2.8.26 |
| 綾里川ダム | 綾里川 | 綾里川 | 岩手県県土整備部 | R2.8.26 |
| 滝ダム | 久慈川 | 長内川 | 岩手県県土整備部 | R2.8.27 |
| 世増ダム | 新井田川 | 新井田川 | 青森県 | R2.8.28 |
| 瀬月内ダム | | 瀬月内川 | 岩手県農林水産部 | |
| 雪谷川ダム | | 雪谷川 | 岩手県農林水産部 | |
| 大野ダム | 高家川 | 高家川 | 岩手県農林水産部 | R2.12.25 |
| 大沢ダム | 閉伊川 | 大沢川 | 東北電力(株) | R3.2.19 |
| 岩手県合計 | | | | 8ダム |

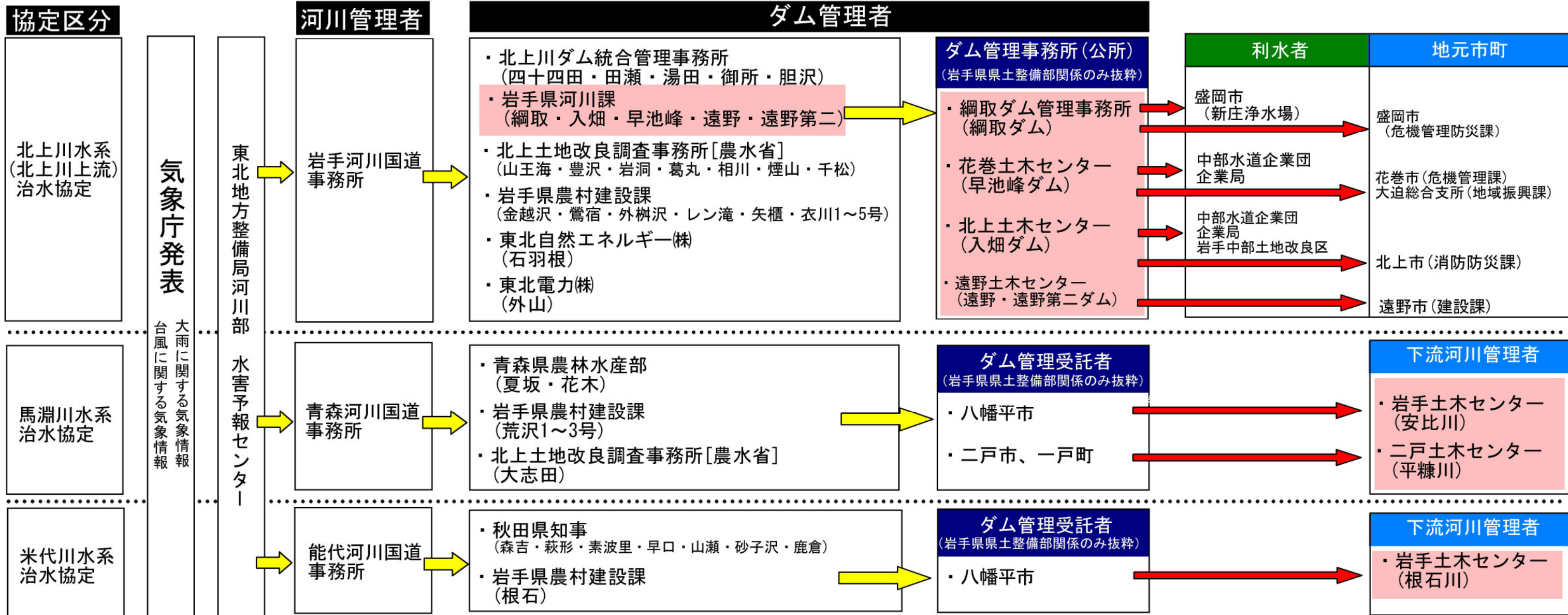
岩手県 治水協定 関係者俯瞰図

→ : 気象庁発表情報を受けて準備態勢に入る様伝達 (河川管理者からダム管理者)

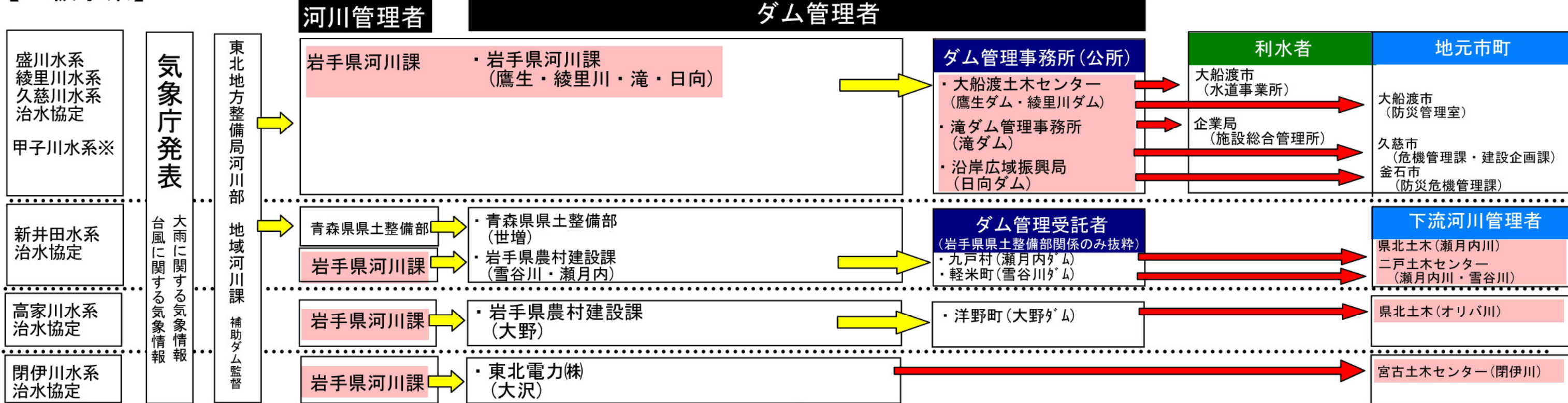
→ : 事前放流を行う旨通知 (ダム管理者から利水者・地元市町村等)

■ : 岩手県県土整備部関係公所

【一級水系】



【二級水系】



※甲子川水系日向ダムは、特定利水が無いため、治水協定の締結は不要であるが事前放流実施要領を策定して事前放流の実施体制を整えている。